

平成24年第1回定例会

建設水道常任委員会  
会 議 録

期日：平成24年3月8日（木）

場所：大曲庁舎 第3委員会室

## 平成24年第1回大仙市議会定例会会議録

日 時：平成24年3月8日（木曜日）午前10時00分～午後3時57分

会 場：大曲庁舎 第3委員会室

### 出席委員（7人）

委員長	29番	竹原弘治	副委員長	11番	佐藤清吉
委員	4番	佐藤隆盛	委員	17番	児玉裕一
委員	21番	高橋幸晴	委員	23番	橋本五郎
委員	28番	千葉健			

### 欠席委員（2人）

なし

### 説明のため出席した者

建設部長	田口隆志	上下水道部長	高野永夫
道路河川課長	小松春一	水道課長	足達隆
都市管理課長	福田繁	水道課参事	伊藤誠一
都市管理課参事	井関由紀夫	下水道課長	岩谷友一郎
建築住宅課長	大友直志	神岡支所農林建設課長	今辰雄
建築住宅課参事	佐藤喜八郎	西仙北支所農林建設課長	齋藤雄幸
土地区画整理事務所長	山本伸夫	中仙支所農林建設課長	鈴木清仙
土地区画整理事務所参事	三浦龍市	協和支所農林建設課長	佐川勝
土地区画整理事務所参事	千葉信夫	南外支所農林建設課長	邑山潤一
土地区画整理事務所参事	吉野一利	仙北支所農林建設課長	佐々木博
		太田支所農林建設課長	高貝清一

### 議会事務局職員出席者

主 幹 伊藤雅裕

## 審査議案等

報告第 1 号	専決処分報告について（平成 23 年度大仙市一般会計補正予算（第 13 号））
議案第 23 号	大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 24 号	大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 25 号	大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 26 号	大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 38 号	市道の路線の認定及び廃止について
議案第 39 号	平成 23 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について
議案第 41 号	平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
議案第 42 号	平成 24 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
議案第 43 号	平成 24 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて
議案第 44 号	平成 24 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて
議案第 45 号	平成 24 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
議案第 48 号	平成 23 年度大仙市一般会計補正予算（第 14 号）
議案第 51 号	平成 23 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 55 号	平成 23 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 57 号	平成 23 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
議案第 58 号	平成 23 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 62 号	平成 23 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 63 号	平成 24 年度大仙市一般会計予算
議案第 66 号	平成 24 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
議案第 69 号	平成 24 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
議案第 70 号	平成 24 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
議案第 72 号	平成 24 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算
議案第 73 号	平成 24 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 83 号	平成 24 年度大仙市上水道事業会計予算

---

午前10時00分 開 会

○委員長（竹原弘治） お早うございます。

本日は本会議休憩中のところをご出席いただきまして誠にありがとうございます。  
季節の方も大変、春らしくなりまして、ようやくこう心もうきうきしてくるところであります。

では只今より建設水道常任委員会を開会いたします。

それでは、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査致しますので、よろしくお願い致します。

なお、正確な会議録の作成のため、発言をする際は、委員長の許可を得たあとでマイクのスイッチを入れてからお願い申しあげたいと思います。

審査に入る前に、当局より挨拶を頂きたいと思います。

はじめに田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 改めましてどうもおはようございます。

建設水道常任委員の皆様には会期中のお疲れのところ常任委員会を開催いただき、御礼を申し上げます。

さて、今冬も連続しての大雪となってしまいました。専決処分報告並びに平成23年度大仙市一般会計補正予算第14号の上程の際にもご説明いたしましたが、除雪対策費が過去最高の12億6,900万円ほどとなる見込みであります。

昨年の豪雪時は、8地域平均で32回ほどの一斉出動となっておりますが、今冬につきましては、37回ほどとなっております。

昨年と比較してみますと、12月並びに2月の降雪日が多く、東部地区の降雪量が多いのが今季の特徴となっております。

また、今季の除雪作業につきましては、これまで6件ほどの事故報告がありましたが、幸いにも人身事故に至るものは無く、どうにか無事に除雪作業を終えようとしております。

これまでご指導、ご鞭撻を頂きました委員の皆様には、心から御礼を申し上げたいと思います。

これからは毎年のことではありますが、パトロールを強化しながら、融雪による災害に留意するとともに、道路の補修等に迅速に対応しながら、雪捨て場等の

処理を進めて参りたいと考えておるところでございます。

ところで今次定例会では、平成24年度当初予算案につきまして、ご審議をお願い頂く訳ではありますが、建設部では予算編成にあたりまして、厳しい財政状況を踏まえ、職員一人ひとりが、コスト意識や経営感覚を持って職務に専念し、部の自発的な創意工夫と関係部局との連携を図りながら、できるだけ多くの市民の要望に応えられるよう、事務事業を推進するという事を基本方針として、作業を行っております。

8款、土木費は市街地再開発事業を加えまして、前年度比1億1,600万円増の46億6,500万円を計上し、LED街路灯E S C C O事業並びに大曲駅前通町線、街路整備事業に新たに着手いたします。

土地区画整理事業特別会計につきましては、前年度比2億1,500万円減の18億8,900万円を計上し、平成25年度中での中通線アンダーパス区間の一部供用を目指します。

さて、本日ご審議をお願いいたします建設部所管の案件は昨日本会議4日目に当常任委員会に付託となりました、除雪対策費にかかる専決処分報告1件、特別会計条例の改正など条例案3件、市道認定など単行案2件、除雪対策費の補正など平成23年度一般会計補正予算案を含む補正予算案3件、一般会計予算など平成24年度予算案が2件となっております。

各案件につきましては、担当課所長からご説明申しあげますので、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。以上でございます。

○委員長（竹原弘治） 次に高野上下水道部長。

○上下水道部長（高野永夫） どうもご苦労さまです。

今回の定例会の常任委員会に審査をお願いします上下水道部の案件でございますが、まず23年度の補正予算に係る案件としまして、農業集落排水事業の完了地区並びに完了の運びに伴います、供用開始に向けまして、施設の名称、区域を加えるための条例改正をはじめ、各特別会計予算においては、職員人件費にかかる補正、事業実績に伴います補正、長期債の負担軽減のための借換債の償還金の補正と7件の議案の審査をお願いしております。

次に24年度の予算でございますけれども、簡易水道、下水道、上水道事業合わ

せまして総額60億8,600万円余りの予算案となっております。

上下水道部は、良質かつ安定した水道水の供給、それから下水道整備による衛生的な生活環境の向上と公共水域の水質保全を通じて、快適な市民生活が営まれることを目的として、業務をしております。

2年目となります24年度は、水道の使用水量を基本として、上下水道部、水道部ともに料金の賦課徴収をはじめ、施設設備の保守管理など、水道と上下水道の違いはありますけれども、共通した項目も多いことから、一体感を持った取り組みをして行かなければならないと、いうふうに考えております。

24年度予算のうち、簡易水道事業及び集落排水事業では、継続事業の完了を受けまして、今後は単年度の政策的な取り組みのほか、維持管理を主体とした業務に移行するものと考えております。

特定環境保全公共下水道を含みます公共下水道事業、それから上水道事業では施設の維持管理は引き続きあるわけでありましたが、事業の計画に沿った工事発注が今後も継続することになります。

これまで事業実施にかかる財源として、起債充当によるところが大変多くなってまいりました。23年度末の簡易水道、それから下水道に関します4つの特別会計合わせますと、420億円余りの起債償還残高を抱えておりますことから、公債費負担適正化計画に則って、発行額の抑制は基より、効率的な水質管理運営によるコスト縮減など、部の共通事項として、確認しているところであります。

このあと、24年度にかかります12件の議案につきまして、各担当課長がご説明もうしあげますけれども、審査のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、委員会終了後、下水道料金等の収入未済額及び不納欠損処理に関しまして、協議会の開催をお願いしたところでございます。合わせてよろしくご審議のほど、お願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（竹原弘治） はい、ありがとうございます。

それではさっそく審査に入ります。

報告第1号、専決処分報告について（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第13号）、を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） それでは報告第1号、専決処分報告について（平成23年度大仙市一般会計補正予算（第13号））につきまして、ご説明申し上げます。

資料No.2、平成23年度補正予算書は7ページ、また資料No.2-1、事業説明書は1ページになります。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費、12事業、除雪対策費でございます。

これは今冬の豪雪によりまして、早朝除雪の出動回数が当初見込みより大幅に増え、主にその後の早朝出動に対応する委託費の不足が想定されることから、万全な除雪体制を確保するため、1億6千万円の増額補正をお願いし、補正後の額を1億6,969万2千円とすることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、2月10日付けで専決処分をしたものであり、同法第3条の規定によりまして議会の承認をお願いするものでございます。

内訳であります。11節、需用費は、除雪機械の老朽化が著しく、昨今、修繕費が著しく増大しているものであります。これらを踏まえまして修繕費に対応するため1,850万円補正。13節、委託料は早朝除雪に対応する経費といちゃしまして、1億3,980万円の補正。14節、使用料及び賃借料は、今後の排雪作業に備えるため170万円の補正を、それぞれお願いするものでございます。

特定財源といたしましては、国庫支出金800万円の充当を予定しております。

お手元にお配りしております、資料の「道路-1」をご覧頂きたいと思っております。

A3版の横長の資料であります。

まず表紙を開いていただきまして、1ページ目はただ今申し上げました、それぞれの費目ごとに、一番上の欄でありますけれども、全体として1億6千万円のうち、委託料が1億3,980万円、使用料が170万円。今冬の積雪、降雪の特徴といたしましては、昨年度に比べまして積雪量は下回っておりますけれども、ただ12月からの降雪があったこと、それからドカ雪は無いものの、出動基準であります10センチをやや上回るような降雪日が多かったということで、出動回数が前年比、増えております。

また、一部地域によりましては、局部的に積雪量に偏りがあったというようなことから、一日平均あたりの早朝除雪に占める経費が平年比で、平年に比べますと上回っていると、いうふうな状況になっております。こういったことから、委託費が

不足するということが早くから見込まれたものですから、専決処分をお願いしたものであります。

次のページをお願いいたします。これは2月6日時点での出動回数と右欄は主に委託料の執行状況を記載したものでございます。出動回数につきましては、大曲地域の30回をはじめ、このとおりとなっております。執行率でありますけれども、既にこの時点で、中仙地域、赤書きで示している、ちょうど中段あたりになりますけれども、中仙地域では既に105%と予算をオーバーしている状況であります。これは今、現在は支所間流用や使用料から流用しながら対応しているような状況であります。後ほどご説明いたします更に1億円の増額補正も除雪対策費につきましてはお願いしてありますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上、報告第1号、専決処分報告につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） あの、ちょっと聞きたいのですが、市の所有の除雪車、たしか109台だったしな。それで、除雪の時期に入る前にまず普通、全部、車検を取って、万全な状態でまず入ることだんしべった。そうするとこの修繕というのは、除雪している途中で、様々なトラブルがあって、俺的に考えればよ、車検取って、きっちり整備して、万全な体制を取って除雪してて、極端に言えばよ、ちょっと修繕って、こんなにかかるものなべかなと、思うんだけど、そこら辺ちょっと教えていただきたい。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 議員ご指摘のとおり、市の保有の除雪機械は109台でございますけれども、それぞれ非常にその古い機械でございます。中には勿論、今現在では年間1台ペースで新規の除雪機械を購入しながら更新している状況ではありますけれども、何と言いましても大半が非常にその古い、10年、15年オーバーしているような除雪機械であります。当初予算におきましては、議員ご指摘のとおり、車検料やら、その時点で分かっている修繕するべきものについては、冬期間に備えて対応しておりますけれども、やはりその老朽化しているということから、



除雪作業中の故障並びにその部品関係が壊れるということが非常に多い状況であります。特に非常に重要な車輪を回すところとか、駆動部関係が非常に壊れるというケースが多発しております。これは毎年、毎年、こういった状況にありまして、年々、修繕費が増大しているような状況にあります。これはまた後でお答えすれば良いことなのですが、こういったことから私共、危機感を持っておりまして、今、現在、年間1台程度の更新ベースを、今後は2台程度まで高めて行く必要があると、というようなことで、先般、財政及び市長とも協議申し上げたところであります。

○委員長（竹原弘治） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 俺的に考えれば、例えば結構、重症な形で故障した場合、次の日にまた出動すると行ったとき、出られねしべった。市の所有している台数109台と決まってしまうしべった。そうするとそういう対応は何とするんだしか。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 現実に、例えば大曲地域で実はあったことなんですけれども、グレーダと言いまして、すごく長い、ちょうど真ん中にカッティングエッジを付けた除雪車なんですけれども、これが非常に古い機械で、それこそ駆動部が本当に破損してしましまして、古い機械なものですから、部品が無いと、取り寄せするとすれば、2か月近くかかるということに対面いたしまして、ただ、除雪はせざるを得ませんので、ほかの車両でその路線をカバーし合いながら、計4台分でカバーし合いながら、除雪に対応したところであります。そういった状況でまあ、どうかこうにか、あまり苦情もいただかない状況で対応してきたところでございます。

○委員長（竹原弘治） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今、1台の除雪車に対して国からどの程度の助成金が出るのか。

○道路河川課長（小松春一） 3分の2です。

○委員（橋本五郎） だからよ、今は1台しか更新できないようだけれども、やはりこうやって大きくなって、大仙市1本になって、やっぱり1台では到底追いつかないと思うんだよ。だからやはりそこを2台、3台でもやはり古い機械が多いとなれば、それを考えて、更新の台数を増やして行かないと大変だと思うので、そこを良く検討してもらいたい。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） ご指摘のとおりだと私共も考えているところであります。先ほどもちょっと申し上げましたが、1台の更新ペースを2台程度に高めて行きたいということで、当局とも、今後ますます交渉を詰めて行きたいというふう  
に考えております。

○委員長（竹原弘治） はい、ほかにございませんか。

はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） この前もちょっと聞いたんですが、この使用料を見れば、  
これから執行される額が大分あるのですか。

○道路河川課長（小松春一） はい、そうです。この時点では主に委託料ということ  
で、2月時点でありましたので、今後もまだまだ降雪が見込まれる状況でありまし  
たので主に委託料ということで、専決処分させていただきました。当然ながら、そ  
の時点までも早朝除雪のほかに、主に幹線の壁が高くなったような路線につきまし  
ては排雪作業も同時に並行して行っております。今、現在ではこのとおり降雪も大  
分、落ち着きまして、積雪量もずいぶん減ってきた状況でありますので、今後は排  
雪が主体となると、いうふうを考えております。

○委員長（竹原弘治） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） いわゆる今、現在の資料を見れば、まあ、使用料と委託料が、  
委託料が足りなくなれば使用料からも流用できるというシステムなようですけれ  
ども、使用料の執行率が非常に低いことなので、予算の付け方というのは、やっぱ  
り前々からこういうような付け方になっているのですか。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） やはり平年の実績ベースで予算措置しております。9  
月補正では、平年並みの実績を基にしまして、約6億数千万円程度、補正しており  
ますけれども、今冬はとてもそれでは及ばないという状況になった訳なんです  
が、その平年ベースに基づきまして、委託料と使用料のバランスを考慮しまして、こ  
ういった配分で取りあえずは予算措置している状況であります。ただ実際はやっぱ  
りあの、その年によりましては、委託料が増えたり、若しくは使用料の方が足りな  
くなるというようなケースも考えられます。そこら辺はそれぞれ、どちらも流用で  
きる費目でありますので、あるいはこの表のとおり、各支所によってはバラツキも  
出て参りますので、支所間流用、それから費目流用で対応してそれぞれバランスを取

りながら、執行するような状況であります。

○委員長（竹原弘治） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 最終的なこの執行額を見なければわからないことなんですけれども、これをちょっと見れば、予算の付け方が大分、委託料の方へもっとやっても良いのではないかなという感じもするわけなんですけど、これからこの使用料がどんどんどんどん使われるということだと思うので。

○委員長（竹原弘治） そのほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 無いようでございますので、質疑を閉じます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、承認すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第23号、大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田繁） 議案第23号、大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の23、24ページをお開き願いたいと思います。

本議案は、条例の本文中、第1条第5号の「大仙市宅地造成事業特別会計」を削除し、これに準じて所要の改正を行なうもので、平成24年4月1日から施行するものであります。

大仙市宅地造成事業特別会計につきましては、合併前に実施した宅地造成事業の償還を主な使途としておりましたが、平成23年度をもってこれらの事業費の償還が終了するため、来年度以降の事業については一般会計で取り扱うこととし、本特

別会計を廃止するものであります。

以上、議案第23号、大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第24号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） それでは議案第24号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は25ページからになります。

これは、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い道路法施行令が改正され、これを本市の道路占用料の額に反映させる必要があることから、所要の改正を行うものであります。

後ほど資料についてご説明申しあげますが、改正内容といたしましては、1番目といたしまして、食事施設等の道路占用許可対象物件への追加。2番目といたしまして、特定都市道路の上空に設ける建築物等の道路占用許可物件への追加。3番目

であります、上空に設ける施設等の占用料の変更についてであります。

1 番目の改正につきましては、これまでは、高速道路や自動車専用道路に限って認められていた、食事施設等の施設が一般道路でも占用許可の対象になったものがあります。

それではこの内容につきまして、資料に基づきましてご説明申し上げます。資料は「道路－2」をご覧頂きたいと思えます。

今回の道路占用にかかる改正点の1番特色にあるものは、何と言っても1番目があります。資料が細くて申し訳ないですが、左上に掲げております、先ほど申し上げました1から3までの今回の変更点があるわけですが、1番目につきましては、その右側に食事施設等の内容につきまして記載してございます。まず簡単に申しあげますと、今度、一般道、市道においても、例えば比較的幅員が大きい歩道とかに例えばオープンカフェとか、臨時の販売所的なものが認められるという法改正であります。ただ、そうは言いましても、大仙市の場合は、歩道の幅員が最大5.5mというものがありますけれども、ただそれは一般通行者、歩行者が支障になるような専用状態ではまずい訳で、いろいろな縛りがございましてけれども、一般通行の支障にきたさないような規模でやるのであれば、認めますと、というような改正になっております。この右側の欄の一番下に具体的な事例、考えられる事例もとして、例えば三陸自治体との連携によります海産物の販売、臨時販売所ですね、ここでは。こういったことも可能になる、ということでもあります。ここには事例といたしまして、占用料はいかほどになるかと、ということも示しております。縛りの1つにつきましては、そのすぐ上に占用主体について、ということを書いてありますが、公共性をおびた団体でなければ認めないというふうな縛りがあります。

それから2番目の特定都市道路の上空における占用につきましては、大仙市は今のところ、特定都市の特定都市の認定にはなっておりませんので、今のところは該当ございません。

3番目の上空に設ける施設等の占用料の変更についてであります。これはそれぞれ左側と右側に、右側には現行の占用料、率、左側には改正案ということで、かなり細かく載っておりますけれども、あまり大きな変更は無いんです。それぞれ項目に変更があるというふうになっております。いずれにしましても上空に設ける施設でありますので、大仙市もあまり該当物件は無いのかなと考えております。

以上、議案第24号、大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第25号、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。大友建築住宅課長。

○建築住宅課長（大友直志） それでは議案第25号、大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。議案書は29ページでございます。

今回、大仙市営住宅条例の一部改正をお願いいたしますのは、地域主権改革の一環として、公営住宅法から単身入居を一定に制限する、同居親族要件が廃止され、この法で定めておりました同居親族要件などにつきましては、これまでの基準を参酌いたしまして条例で定めることとされたことから、同居親族要件に関わる規定を整備するものであります。

恐れ入りますが、お配りしてあります資料、表紙の右肩の箱書きが「建住－1」となっております資料の1ページと2ページをご覧ください。

1 ページですが、右の欄が現在の条例で、左の欄が改正案でございます。

右欄の赤字の部分、アンダーラインの引いてある部分であります。として令第6条第1項で定める者と公営住宅法施行令の条項をそのまま、大仙市営住宅条例の中に引用しておりましたが、今回の改正で法施行令の条文が削除されることから、この部分の内容は変えずに条例に規定し明文化したものでございます。これが左側の法の赤字の部分でございます。

また、これに伴いまして第7条、2 ページ目の方であります。及び第23条の中に齟齬が生じる部分が出ますので、文言を合わせて整理するものでございます。

なおこの条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認下さいませようお願いいたします。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第26号、大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 議案書の32ページ、33ページをお開き願います。

議案第26号、大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改

正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、農業集落排水施設整備事業において、太田地域三本扇地区が23年度での完了に伴い供用を開始するため、また、24年度完了予定の大曲地域角間川地区が年度中に供用可能となった区域から順次供用を開始するため、「大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例」の一部に関し、当該施設の名称、処理場の位置、処理区域を規定するもので、議案書33ページ、同条例の別表第1、大曲西部地区農業集落排水施設の項の次に施設の名称、角間川地区農業集落排水施設、処理場の位置、大仙市角間川町字後野225番地2、処理区域、大仙市角間川町字後野ほか全8字を加え、その次に同じく三本扇地区農業集落排水施設、大仙市太田町三本扇字谷地中128番地1、大仙市太田町三本扇字篠沢の一部ほか全22字を加えものであります。平成24年3月31日から施行することとしております。

お手元に配布しております委員会資料「下水-1」の1ページ、2ページに角間川地区及び三本扇地区の位置図を掲載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思っております。

以上、ご説明申し上げますが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。



○委員長（竹原弘治） 次に議案第38号、市道の路線の認定及び廃止について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） それでは、議案第38号、市道の路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。

議案書は66ページからになります。

これは、道路法第8条第2項並びに第10条第3項の規定に基づきまして、市道の路線の認定及び廃止をするものでございます。

おおまかな内容につきましては、認定する路線が94路線、実延長といたしまして39,545.67m、廃止する路線が41路線、実延長37,072.89mとなっております。

これらの認定、廃止に伴いまして市道路線は、53路線増の6,637路線、実延長は、2,699.84m増の3,197.054mとなります。

なお、路線の認定、廃止の理由の大きなものにつきましては、これは毎年ございますけれども、道路新設改良工事等、それから今回一番大きかったものは、ほ場整備事業の完了により、一括して認定、廃止したものが主な理由であります。

さらに詳細にご説明申しあげますが、同じく本日お配りいたしました資料、道路-3をご覧くださいと思います。

まず1ページ目をお願いいたします。1ページ目はただ今申しあげました認定、廃止の各地域ごとの、それぞれ認定、廃止した路線延長を示したものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、協和地域が一番大きい認定、廃止になっておるのは、協和地域がほ場整備始まりまして、一括して認定、廃止したことに伴うものであります。

次のページをお願いいたします。このページは同じく各地域ごとの認定、廃止に伴う路線数を示したものでございます。

それから3ページ目につきましては、各地域ごとの同じく認定、廃止の主な理由を記載したものでございます。

4ページ目からは、これに対応いたしますそれぞれの地域の認定、廃止した位置図を示しております。認定路線は赤書き、廃止した路線は青で着色しております。ご覧くださいと思います。

以上、議案第38号、市道の路線の認定及び廃止につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、同意すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第39号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田 繁） 議案第39号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について、議案書の79ページ及び、お配りしております都市-1の資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計に、平成23年度大仙市一般会計から繰り入れる額を875万2千円以内から、1,564万3千円引き上げ、2,439万5千円以内に改めることについて、地方財政法第6条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

これは、今年度の土地売り払い見込みにおきまして、神岡地域下川原地区1区画と仙北地域払田地区の2区画を見込んでいたものであります。下川原地区の1区画につきましては、22年度末に売却されましたが、土地代金が出納閉鎖まで納入が間に合わなかったため、23年度滞納繰越分として納入されております。また、払田地区でも2区画売却されましたが、販売単価価格が下がったことにより、売り払い収入が減となり一般会計からの繰入額の引き上げをお願いするものであります。

また、今年度末で「秋田県町村土地開発公社」が解散することに伴い、仙北地域  
払田地区の未償還元金を全額繰上償還しようとするものであります。

それでは、お手元に配付しております、都市－１の図面をお開き願いたいと思  
います。

都市－１－３というふうに右側に書いてございますが、これはビュータウン嶽の  
分譲区画でございまして、黒色で着色している部分がございまして、２８番と書い  
てある区画ですが、２８９．５㎡ございまして、単価１㎡あたり１万４，２００円  
で、４０５万９，０００円で売却が済んでございます。

これをもちまして、ビュータウン嶽の分譲は全て完売したということになります。

次のページでございまして、払田ニュータウンの分譲区画面でございまして。当初  
見込んでおりましたのは、①の３９－３という区画と隣の②番の３９－４というの  
を見込んでおったのですが、最終的には①番の３９－３と右下になりますが、⑭の  
３９－１６、この２区画が売却されました。ただし、先ほど申し上げましたとおり、  
平成２３年の９月１日に単価の改正をしておりましたので、若干、売り払い収入が  
減となってございます。これを持って払田の柵ニュータウンは、まだ２番と３番と  
４番と７番と１８番と１６番の６区画がまだ売れておりません。こういう状況にな  
ります。

以上、議案３９号、平成２３年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰り入額の変  
更につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよ  
うお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 払田の件ですけれども、前から買った人と今の値を下げた売っ  
た人と何か、意見というか、文句というわけではないですけれども、何かそういう  
話しはございませんか。

○委員長（竹原弘治） はい、福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田繁） 現在、この売買については、仙北支所の方でやっており  
ますけれども、特別、そういったお話は聞いてございません。

○委員（佐藤隆盛） はい、わかりました。

○委員長（竹原弘治） そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第41号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて、を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達隆） 議案第41号、平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについてご説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案につきましては、平成24年度大仙市一般会計から平成24年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰り入れにつきまして、地方財政法第6条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

大仙市各地域22箇所の簡易水道事業を運営するための管理運営費、施設整備費事業費等の収支不足を補填するため、一般会計から5億5,143万1千円以内の繰り入れをお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第42号、平成24年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、から議案第45号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、までの4件は、下水道課が所管し、一般会計からの繰入れに関するもので、関連がありますので、会議規則第89条の規定により一括議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 議案書の82ページから85ページになります。

議案第42号、平成24年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第43号、平成24年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第44号、平成24年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて、及び議案第45号、平成24年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、以上4案はそれぞれ関連がありますので一括してご説明申し上げます。

本4案につきましては、大仙市における下水道4事業の平成24年度の各特別会計に係る、事業の推進を図るための経費を、平成24年度一般会計から繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

各会計の繰入額につきましては、82ページ公共下水道事業特別会計が7億4,677万円以内、83ページ特定環境保全公共下水道事業特別会計が4億1,346万9千円以内、84ページ特定地域生活排水処理事業特別会計が1,137万9千円以内、85ページ農業集落排水事業特別会計が7億4,732万4千円以内としております。

以上4案一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本4件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本4件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ちょうど切りがよいですので、11時10分まで、休憩したいと思います。

---

休憩（午前10時57分～午前11時10分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）、を議題といたします。

なお、所管関係課の内容を一括説明いただき、まとめて質疑、討論、採決を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

では、当局の説明を求めます。はじめに小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） それでは、議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書は資料No.3の30ページ。事業説明書は資料No.3-1の20ページとなります。

またまた除雪対策費の補正のお願いであります。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費、12事業、除雪対策費は1億円の補正をお願いし、補正後の額を12億6,969万2千円とするものであります。

この除雪対策費につきましては、先に専決処分におきましても1億6千万円の補正をお願いしておりますが、さらに早朝除雪に対応する委託料の不足が見込まれることから、今回の補正をお願いするものであります。

内訳でございますが、13節、委託料の1億円は、除雪委託に要する経費でございます。これにつきましても専決処分と同様の資料、道路-4というものにまとめております。

まず1ページであります。それぞれ今回の補正に係る一番上段には、委託料の1億円の補正をお願いする、という内容になってございます。

今冬の特徴につきましては、先ほどご説明申し上げましたので、割愛させていただきますが、次のページをご覧くださいと思います。

ここでは右欄に3月7費現在までの執行率をお示ししておりますが、真ん中ほどの委託料、これが各地域とも軒並み100%を超えているような執行率となっております。

こういうふうな状況から、今般、委託料について補正をお願いしたものでございます。大仙市全域では既に112%の執行率となっております。

なお、除雪対策費、特に委託料の支払い、使用料も同じなのですが、これも支払いにつきましては、当月の末日をもって締め切りまして、支払いは翌月の25日支払いというふうになっております。

委託料は既にパンク状態でありますので、支払いに備えるためということにもなりますので、よろしく願いいたします。

続きまして同じ補正予算書は30ページになりますが、4目、道路新設改良費、

23事業、地方特定道路整備事業、宮林線であります。これは本年度におきまして事業完了いたしております。従いまして今回の補正につきましては、事業化に伴う精算、ということになります。総額で547万4千円の減額補正をお願いし、補正後の額を2,112万6千円とするものでございます。

この内訳でありますけれども、15節、工事請負費の547万4千円の減額は、主に請負差額によるものであります。

また、31事業、同じく地方特定道路整備事業、宮林線、債務負担行為分であります。これにつきましては368万2千円の減額補正をお願いし、補正後の額を4,671万8千円とするものであります。

これも精算分でありますけれども、15節工事請負費322万8千円の減額は、主に請負差額によるもの、22節、補償補填及び賠償金45万4千円の減額は、電柱移設等、の補償府費が減額になったものということに伴うものでございます。

ご参考までにお手元にお配りしております、「道路-4」に詳細の様々な経費、理由等を記した事業説明書を添付しておりますので、合わせてご覧頂きたいと思っております。

以上、道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 次に福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田 繁） 議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

同じく補正予算書の30ページをお開き願います。

始めに、8款4項1目、住宅管理費、90事業、宅地造成事業特別会計繰出金は、1,564万3千円の増額補正をお願いし、補正後の額を2,439万5千円とするものであります。

これは、議案第39号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更についてでもご説明申し上げましたとおり、当初の土地売り払い見込みにおきまして、神岡地域下川原地区1区画と仙北地域払田地区で2区画を見込んでいたものであります。下川原地区の1区画につきましては、先ほど説明しましたとおり、22年度末に売却され、23年度の滞納繰越分として納入されております。

また、払田地区でも2区画売却されましたが、販売単価価格が下がったことによ



り、売り払い収入が減となり、一般会計からの繰入額の引き上げをお願いするものであります。

また、今年度末で「秋田県町村土地開発公社」が解散することに伴いまして、仙北地域払田地区の未償還残金を全額繰上償還しようとするものでございます。

次に、8款7項4目90事業、市民ゴルフ場整備運営基金積立金は、運営基金預金利子が確定したために、利子分5千円を積立金として補正するものであります。

以上、議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 次に山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（山本伸夫） 議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）の土地区画整理事務所所管の補正予算につきまして、ご説明申しあげます。

同じく30ページになります。

8款3項1目90事業、土地区画整理事業特別会計繰出金は613万3千円を減額し、補正後の予算額を8億6,596万2千円とするものであります。

今回の補正予算は、事業の実績見込みに伴う補正であり、繰出金の内訳につきましては、土地区画整理事業費補助分で253万2千円の減額、土地区画整理事業費単独分で471万3千円の減額、住宅市街地総合整備事業費において24万1千円の減額、住宅使用料の減に伴う財源振替として40万5千円などとなっております。

以上、議案第48号に係る土地区画整理事業特別会計繰出金についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 次に岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 同じく議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、下水道課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、水洗便所改造資金利子補給費に係る債負担行為の追加及び農業集落排水事業特別会計への繰出金の補正であります。

3月補正予算書8ページをお願いいたします。

市では、市民の水洗化を支援するため、水洗便所改造資金融資あっせん制度を設けており、個人が金融機関から資金を借入した場合、その返済期間の利子分を年度

ごとに補助金として交付しております。各事業区分ごとの特別会計にもそれぞれ計上しておりますが、一般会計には公共下水道、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水事業のこの3事業以外の区域における利子補給として計上しております。

第4表、債務負担行為補正の追加分は、この一般会計分につき、23年度新規契約分の24年度から28年度までの利子補給金として、限度額8万4千円の追加設定であります。

次に28ページをお願いいたします。

6款、農林水産業費、1項5目90事業、農業集落排水事業特別会計繰出金は、事業費確定による特別会計の補正に伴い165万円を減額補正し、補正後の予算額を6億9,780万9千円とするものであります。

以上、下水道課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 先ほどの市民ゴルフ場費の中の旧大曲河川の市民ゴルフ場、利用者と利用料金それから年間どの程度の利用者があるのか。

○委員長（竹原弘治） はい、福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田 繁） ちょっと時間をいただけますでしょうか。

平成22年度は11,427人の入場者数がございます、2,873万6千円でございます。23年度は11,489人の入場者数がございます、2,997万8千円の使用料でございます。

○委員長（竹原弘治） 橋本委員、よろしいですか。

○委員（橋本五郎） はい。

○委員長（竹原弘治） 続きまして千葉委員。

○委員（千葉 健） 除雪費のことなんですけれども、おそらくキロ単価の計算で去年と今年と同じなのかということと、道路の除雪のキロ数、去年より増えているとすればどのくらいのキロ延長なのかということと、それから今回補正で12億7千万近い、これは完全なる決定額にならないと思うんですけれども、去年の最終的な除雪費と比較した場合、どのくらい増えているのか、その3点を教えていただきたい

いと思います。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） まず除雪単価の件につきましてですが、この除雪単価につきましては、大まかに区分として、市が保有している機械を貸与してお願いしている受託会、それから完全に業者をお願いしている部分と2つに分かれています。まず、業者さんをお願いする分につきましては、県が算定しているそれぞれ、機械それからオペレータ等を含んだ単価表がございまして、それをそのまま大仙市でも運用しております。受託会につきましては、その分から機械経費を除いた分としてそれぞれお願いしているものでありまして、主に単価が変更なる理由といたしましては、オペレータの単価、動きがあれば当然変わるわけですが、昨今はあまり大きな動きがございませんのでしたので、殆ど同じだと思っております。それから重機の損料等もそんなに大きな動きがございませんので、ほぼ例年どおりだと思っております。

単価は手元に持ってきていないものですから、午後からお答えしたいと思います  
がよろしいでしょうか。

それから昨年度の除雪対策費の精算額でありますけれども、11億5,855万  
3,563円となっております。

除雪単価それから除雪延長につきましては、同じく午後にさせて頂きたいと思  
います。よろしくお願いいたします。申し訳ございません。

○委員長（竹原弘治） 千葉委員よろしいですか。

○委員（千葉 健） すれば午後からお願いします。

○委員長（竹原弘治） その件については午後に提示するというので、そのほかに  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(竹原弘治) 次に議案第51号、平成23年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長(山本伸夫) 議案第51号、平成23年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明いたします。

補正予算書の71ページをお願いいたします。

今回の補正は、事業費の実績見込みに伴う補正及び繰越明許費の設定についての補正であり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億35万2千円を減額し、補正後の予算総額を19億6,343万9千円とするものであります。

74ページをお願いします。

はじめに、繰越明許費の補正についてご説明申し上げます。

繰越明許費の設定は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費の補助分について、2億9,815万2千円の設定をお願いするものであります。

これは、当初内示で留保されていた部分の解除分及び追加要望分などについて、国費決定までに至る時間に不測の日数を要したことにより、年度内完成は困難であることから、繰り越し手続きをお願いしたものであります。

繰越事業の内容につきましては、中通線の新設工事、区画道路の新設工事のほか、街区の整地工事であります。

それでは、事項別明細書により、歳入から順にご説明いたします。

78ページをお願いいたします。

歳入1款、使用料及び手数料は都市再生住宅使用料として40万5千円の減額補正であります。

内容といたしまして、住宅入居者1名が4月に退去したことなどによる減額補正であります。

2款、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として、1億839万2千円の減

額補正であります。内容といたしまして、補助分で1億474万9千円の減額、住宅市街地総合整備事業費において364万3千円の減額であり、実績見込みに基づく減額補正であります。

次に3款、県支出金は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費県補助金として、事業費の確定により632万2千円の減額補正であります。

4款、繰入金は、一般会計繰入金として613万3千円の減額補正であります。

8款、市債は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業債及び住宅市街地総合整備事業債として7,910万円の減額補正であります。

続きまして80ページになります。

次に、歳出であります。1款、事業費は2億35万2千円の減額補正であります。内訳といたしまして、9事業、職員人件費は、法律の改正に伴い共済組合負担金率の改正により79万3千円の補正であり、補正後の予算総額を1億1,096万7千円とするものであります。

10事業、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費（補助分）は、実績見込みにより、1億7,358万1千円を減額し、補正後の予算額を8億4,841万9千円とするものであります。主な内容といたしまして、15節、工事請負費が4,340万8千円の減額補正、22節、補償補填及び賠償金が1億2,984万2千円の減額補正などとなっております。

今年度の工事費については、中通線の新設工事、中通線及び大花線の新設工事、街区の整地工事、水路工事を実施しており、補償費では物件の移転補償を7戸実施しております。

なお、今年度は、国の交付金が厳しい状況であったことを踏まえ、現在、追加要望を申請しており、それを加味した補正予算をお願いしておりましたが、今週の6日に連絡をいただき、2月の24日付けで追加要望の内定が来たところでございます。冒頭でも申しあげましたとおり、追加となった事業費は工事費として繰越事業で実施することとしております。

次に11事業、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費の単独分は、用地費の確定に伴い1,411万3千円を減額し、補正後の予算額を1億6,558万3千円とするものであります。

次に12事業、大曲駅前第二地区土地区画整理事業費、県補助分は、事業費の確

定に伴い616万7千円を減額し、補正後の予算額を1,884万3千円とするものであります。

13事業、住宅市街地総合整備事業費は、事業費の確定に伴い728万4千円を減額し、補正後の予算額を1億2,421万6千円とするものであります。

今年度の事業におきまして、補償いたしました建物件数は、国庫補助分で7戸でございます。それから単独分で5戸、県からの補助分で1戸、住宅市街地総合整備事業で7戸、全部合わせますと20戸の移転補償をしております。

次に16事業、都市再生住宅維持管理費は、住宅使用料の減額に伴う財源振替でございます。

以上、議案第51号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） この補償補填がかなり減額しているんだけど、これって何が原因、最初当初予算の段階である程度、予算が組まれているはずだよね。結構減額しているんだけど、中身というのは何でなんだ。

○委員長（竹原弘治） はい、山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（山本伸夫） 22節の補償補填及び賠償金が1億2,984万2千円の減額となっております。こちらの方は建物の移転に要するお金でありまして、説明の中でも申し上げておりますけれども、国からの当初の配分が予算額の約5割という厳しい配分になったことに伴いまして、本来であればこの22節から15戸の建物移転を予定しておりました。しかし国からの配分が約半分ということになりましたので、説明しておりますけれども補助分で7戸の建物移転を行ったことで、8戸分が別の事業費で建物移転をやったことによりまして、その分の減額補正です。

○委員長（竹原弘治） （ほかに）質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(竹原弘治) 次に議案第54号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)、を議題といたします。

当局の説明を求めます。福田都市管理課長。

○都市管理課長(福田 繁) 議案第54号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明申し上げます。

補正予算書101ページをお開き願います。

本議案は、2地区で展開している宅地造成事業において、それぞれ売り払い等に動きがあり、事業の推進を図るため、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ1,233万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,935万8千円とするものであります。

内容につきまして、106ページ、107ページの事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

まず始めに、歳入であります。

1款1項1目、不動産売払収入は、2地区について当初見込みに対し、それぞれ売却実績が下回る結果となったため331万3千円の減額補正をお願いし、補正後の額を1,496万3千円とするものであります。

2地区それぞれの内容についてであります。まず、仙北支所管内の払田地区においては、当初見込んでおりました2区画売却されましたが、販売単価価格が下がったため290万7千円を減額してございます。

神岡地域の下川原地区では、22年度末に売却された1区画を滞納繰越分としたため、合わせて40万6千円の減額をお願いしてございます。

次に、2款1項1目、一般会計繰入金につきましては、当初の売り払い見込みを売却実績が下回ったこと、及び繰上償還による繰入金の増額により、償還金に充当する財源が不足するため1,564万3千円の増額補正をお願いし、補正後の額を2,439万5千円とするものであります。

次に、歳出でございます。

1款1項1目、宅地造成事業費の10事業、払田地区宅地造成事業費についてであります。お手元に配付しております資料No.3-1の3月補正の「主な事業の説明書」をお開き願いたいと思いますが、一番最後の24ページになります。

2. 主な事業の概要の⑩番に払田柵ニュータウン用地造成であります。記載のとおり、「秋田県町村土地開発公社」の解散に伴いまして、仙北地域払田地区の未償還残金を全額繰上償還しようとするもので、1,233万円の増額補正をお願いし、補正後の歳出合計額を2,636万3千円とするものであります。

以上、議案第54号、平成23年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 宅地造成事業ということで土地の価格の変動ということで、当然下がって行くことだと思っただけけれども、もう少し安くすれば売れるものだけ。あなた方から見れば。ということは先の販売価格にあまり固定をしていけば、やはりなかなか土地の動きはないと思っただよな。やはり少し安くても、販売できるようになれば、販売したほうが良いのではなかと思っただけけれども。あなた方から見て、どう思うものだけ。

○委員長（竹原弘治） はい、福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田 繁） 今の委員のご質問でございますが、市の中で財産推進プロジェクトというのを立ち上げました。その中で今の宅地造成だけじゃなくて、ほかの遊休地についても、いろいろと単価等で検討しているところでございますが、そういった経緯も踏まえまして、昨年、払田地区では先ほど申し上げましたとおり。23年の9月に単価を2区画安くして売買されたということでございますが、いず



れこのほかにまだ西仙北地域の強首地区がまだ残っております。ですので、強首も含めまして残りの未買収の区画につきましては今後また、更なる単価も安くするということになるかもしれませんが、検討して参りたいと考えてございます。

○委員長（竹原弘治） そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第55号、平成23年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達水道課長。

○水道課長（足達隆） 議案第55号、平成23年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

補正予算書の109ページをお願いします。

今回の補正につきましては、共済組合負担金率改正に伴う職員人件費の補正と、長期債の利子軽減を図るための借換えを実施する経費の補正でございまして、歳入歳出予算にそれぞれ5,052万4千円を追加しまして、補正後の予算額をそれぞれ14億1,416万4千円とするものでございます。

112ページをご覧頂きたいと思います。

地方債の補正でございしますが、起債の目的は繰上償還をするための借換債に充てるものでございまして、限度額を4,950万円、利率は5.0%以内とするものであります。

次に115ページをお願いいたします。

事項別明細書により、歳入から順にご説明申し上げます。

歳入、1款、使用料及び手数料、1項1目、水道使用料は102万4千円の補正でございます。

7款、市債、1項1目、簡易水道事業債は、繰上償還に係る借換債として4,950万円の補正でございます、秋田県振興資金を活用するものでございます。

116ページをお願いいたします。

歳出、1款、総務費、1項1目、職員人件費は共済費86万5千円の補正でございます。

次に117ページになります。

3款、公債費、1項1目90事業、長期債元金償還金は4,965万9千円の補正でございます。

繰上償還の対象となります簡易水道事業債は、旧資金運用部資金で昭和60年度に借入れしました利率6.05%1件と、平成元年度に借り入れしました6.2%2件の併せて3件でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第56号、平成23年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 同じく補正予算書の121ページをお開き願います。

議案第56号、平成23年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、共済組合負担金の率改正に伴う職員人件費の補正、事業費の実績に伴う補正及び長期債の利子軽減を図るための繰上償還実施に伴う補正並びに繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,512万7千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ17億7,757万円とするものであります。

124ページをお願いします。

繰越明許費につきましては、大曲地域の公共下水道事業において、国の補助割当が減となっておりますが、満額までは復活しないものの一部留保が解除され、追加内示がありましたが、その時期が遅く、大曲戸巻町地内の管路工239.5mについて24年1月26日に工事請負契約を締結しておりますが、年度内完成が見込めないことから、補助分1,860万円、補助に付帯する単独分600万円を繰越し、新年度に入り好条件の下で施工を予定するものであります。

また、県で実施している流域下水道事業の管渠工事において、一部24年度に繰り越すこととなったことから、それに係る市の負担金について1,323万8千円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に125ページ。債務負担行為につきましては、公共下水道区域内に係る、水洗便所改造資金利子補給費について、23年度の確定にともない、期間平成24年度から平成28年度まで、限度額8万4千円の設定をお願いするものであります。

126ページになります。地方債の補正につきましては、23年度の長期債に係る補償金免除繰り上げ償還をするための、借換債として8,910万円の追加、また公共下水道事業債について、公共下水道の国の補助割当減による970万円の減額、また土地区画整理事務所所管になりますけれども、大曲駅前第二地区土地区画整理事務所関連で実施している住宅市街地総合整備事業の下水道工事部分について

も、国の割り当て減に伴い補助分に付帯する単独分1, 270万円の減額で、合わせて2, 240万円を減額補正し、補正後の限度額を2億1, 790万円とするものであります。

それでは、事項別明細書で歳入からご説明いたします。

129ページをお願いいたします。

歳入、1款、分担金及び負担金は、下水道受益者負担金として実績により77万3千円の減額補正であります。

3款、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として、国の事業費割当減に伴い、1, 080万円の減額補正であります。

7款、市債は公共下水道事業債が事業費割当減に伴い2, 240万円の減額補正、借換債が8, 910万円の補正で、合わせて6, 670万円の補正であります。

次に130ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費は共済組合負担金の率の改正に伴い共済費44万1千円の補正であります。

131ページ。2款、事業費、1項、1目、9事業、職員人件費は同じく共済組合負担金の率の改正に伴い、共済費36万6千円の補正であります。

10事業、公共下水道事業費（補助分）は国の補助の割り当て減に伴い、大曲及び神岡地域に係る実施設計委託料等31万3千円の減額補正、工事請負費2, 128万7千円の減額補正の合わせて2, 160万円の減額補正であります。

15事業、土地区画整理事務所所管になりますが、住宅市街地総合整備事業費（単独分）は、地方債の補正でも説明いたしましたが、大曲駅前第二地区土地区画整理事業関連で実施している住宅市街地総合整備事業について、国の割り当て減になったことに伴い、当公共下水道事業特別会計に計上していた下水道工事に係る事業費の一部を9月補正において、土地区画整理事業特別会計に組み替え補正しております。、今回精査の上で予定していた補助分に付帯する単独分の工事請負費1, 334万1千円を減額補正するものであります。

132ページ。3款、公債費、1項1目90事業の長期債元金償還金は8, 926万1千円の補正であります。内訳としまして、平成4年以前の借入で、年利6.0%～6.3%の地方債について、公債費の利子負担の軽減を図るため、補償金免除繰上償還を実施するもので、旧大曲市が借り入れた年利6.05%2件、年利6.

2%2件の計4件が対象となっております。なお、財源に借換債8,910万円を計上しております。

借換債は市中銀行からの借り入れを予定しており、利率2%とした場合の試算として1,510万8千円の利子軽減となる見込みであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健委員） 129ページの下水道受益者負担金というのが減額になっているけれども、どういうことなのか。

○委員長（竹原弘治） はい、岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） お答えします。この受益者負担金の減額につきましては、先ほど以来話しをしております、国の割り当て減に伴い事業量も減額になるわけで、本管が布設されていきますと、その分、公共柵も設置されていくこととなります。その関連で本管が入って行かないと公共柵も設置していかないということで、事業量の減に伴い、柵設置工事も減ずるということとなります。そのための減額であります。ただ、何件というのはちょっと今ここで数字的なものは出せませんので、後ほど概算の戸数になるかと思えますけれども、お答えしたいと思えますがよろしいでしょうか。

○委員長（竹原弘治） そのほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決

しました。

昼食のため休憩します。再開は午後1時にいたします。

---

休憩（午前11時59分～午後0時59分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

午前中の審査において、質疑に対する答弁を後回しにしていた件がありましたので、各担当課長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

はじめに議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）における千葉委員の質問に対する答弁を求めます。小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） ご質問の除雪対策費につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、ご質問のうち、除雪延長についてであります。除雪延長は全市合計の延長ですが、平成22年度は178万9,907mであります。それから平成23年度におきましては、177万4,811m、これを比較いたしますと、前年度比マイナス15,096mの減となっております。この減の主な理由につきましては、市道の認定、廃止ありますけれども、廃止の方が上回った結果というふうになっております。

それからもう1点、作業単価、除雪単価の件でありますけれども、市では除雪単価契約は時間あたりで契約しております。代表的な例を申しあげますと、ドーザと言いますか、ローダで考えて頂ければ一番分かりやすいと思いますが、ドーザ13t級でご説明申し上げますが、いわゆる受託会、市が機械を保有して委託している分の契約単価では、平成22年度は1時間あたり7,600円、23年度では7,900円となっております。4%増となっておりますけれども、この増えた主な理由は燃料費の高騰によるものであります。作業員単価は殆ど動きはございませんでした。

それから今度は全面的に業者さんに委託している場合の単価であります。同じくドーザ13t級で比較いたしますと平成22年度が1時間あたり18,900円、23年度が19,200円これは2%増となっております。増の理由は先ほどと同

じでございます。それからもう一度、昨年度の除雪対策費の決算額を申し上げますが、平成22年度は11億5,855万4千円となっております。平成23年度は先ほど以来お願いしております今回の1億円の補正を含めまして、12億6,969万2千円となっております、前年度比110%の構成となっております。

以上でございます。

○委員長（竹原弘治） 千葉委員よろしいですか。

○委員（千葉 健） はい。

○委員長（竹原弘治） 次に議案第56号、平成23年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の千葉委員の質問に対する答弁を求めます。

岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 先ほどの公共下水道の歳入、受益者負担金の77万3千円の減額につきまして、お答えいたします。この負担金の予算額につきましては、ここの家とここの家のところまでやるというような正確なもので予算化しているものでありませんけれども、23年度においては、約620戸を想定して予算化しております。このうち、大曲地区については170戸を予定して、工事費、先ほど言いましたけれども事業費の割り当て減に伴い、工事請負費減額となった訳ですけれども、この工事請負費の減額に伴いまして、これの財源としている受益者負担金も補正しているものでありまして、予算上の収支ということになりますが、この77万3千円は想定額としましては、約16戸の減となると想定しております。以上であります。

○委員長（竹原弘治） 千葉委員よろしいですか。

○委員（千葉 健） はい。

○委員長（竹原弘治） では、引き続き審査にはいります。

次に議案第57号、平成23年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 補正予算書の137ページをお開き願います。

議案第57号、平成23年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、共済組合負担金の率改正に伴う職員人件費の補正、事業費の実績

に伴う補正及び長期債の利子軽減を図るための繰上償還実施に伴う補正並びに繰越明許費の設定及び債務負担行為の設定で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,270万3千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ7億9,469万円とするものであります。

140ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、県で実施している流域下水道事業の管渠工事において、一部24年度へ繰り越すこととなったことから、それに係る市の負担金について331万2千円の繰越明許費の設定をお願いするものであります。

141ページ。債務負担行為につきましては、特定環境保全公共下水道区域内における、水洗便所改造資金利子補給費について、23年度新規の確定にともない、期間平成24年度から28年度まで、限度額4万2千円の債務負担行為の設定をお願いするものであります。

142ページになります。地方債の補正につきましては、23年度の長期債に係る補償金免除繰り上げ償還に供するため、借換債として3,120万円の追加、また特定環境保全公共下水道事業債につきましては、国の補助割当減に伴い900万円を減額補正し、補正後の限度額を7,120万円とするものであります。

145ページをお願いします。歳入、2款、使用料及び手数料は下水道使用料として50万3千円の補正であります。

3款、国庫支出金は、社会資本整備総合交付金として、国の事業費割当減に伴い、1,000万円の減額補正であります。

7款、市債は、特定環境保全公共下水道事業債が事業費割当減に伴い900万円の減額補正、借換債が3,120万円の補正で、合わせて2,220万円の補正であります。

146ページ、歳出につきましては、1款、総務費、1項1目9事業、職員人件費は共済組合負担金の率の改正に伴い、共済費12万3千円の補正であります。

147ページ。2款、事業費、1項1目9事業、職員人件費は同じく共済費13万3千円の補正であります。

10事業、公共下水道事業費（補助分）は、国の補助割当減に伴い、中仙及び南外地域にかかる工事請負費2,000万円の減額補正であります。

148ページ。3款、公債費、1項1目90事業、長期債元金償還金は3,24



4万7千円の補正であります。内訳としまして、平成4年以前の借入で、年利6.0%～6.3%の地方債について、公債費の利子負担の軽減を図るため、補償金免除繰上償還を実施するもので、旧中仙町が借り入れた年利6.05%が2件、年利6.2%3件の計5件が対象となっております。

借換債は市中銀行からの借入を予定しており、利率2%とした場合の試算として609万4千円の利子軽減となる見込みであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第58号、平成23年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。岩谷下水道課長。

○下水道課長（岩谷友一郎） 補正予算書153ページをお開き願います。

議案第58号、平成23年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、共済組合負担金の率改正に伴う職員人件費の補正、事業費の実績に伴う補正及び農業集落排水事業償還基金利子の確定による補正及び繰越明許費の

設定で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2,455万円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ15億6,797万4千円とするものであります。

156ページをお願いいたします。繰越明許費につきましては、大曲地域角間川地区農業集落排水事業において、当初補助割当が減となっておりますが、満額まで復活することとなりましたが、それに係る追加内示が遅く、事業費の補助分6,750万円、補助に付帯する単独分70万円を繰越しし、新年度に入り4月中の発注を予定するものであります。

157ページになります。地方債の補正につきましては、太田地域三本扇地区農業集落排水事業が23年度が完了年度であり、事業費の清算に伴い農業集落排水事業債を1,100万円を減額補正し、補正後の限度額を1億9,730万円とするものであります。

160ページをお願いします。歳入、2款、使用料及び手数料は、農業集落排水使用料として71万5千円の補正であります。

3款、県支出金は、農業集落排水事業費県補助金として、三本扇地区の完了に伴う事業費精算により1,265万円の減額補正であります。

4款、繰入金は、一般会計繰入金として165万円の減額補正であります。

7款、市債は、農業集落排水事業債として1,100万円の減額補正であります。

161ページ、8款、財産収入は、農業集落排水事業債償還基金利子の確定に伴い、3万5千円の補正であります。

歳出につきましては、1款、総務費、1項1目91事業、農業集落排水事業償還基金積立金は、歳入の3万5千円を基金に積み立てるものであります。

163ページ。2款、事業費、1項1目9事業、職員人件費は共済組合負担金の率の改正に伴い共済費71万5千円の補正であります。

10事業、農業集落排水事業費（補助分）は、太田地域三本扇地区の完了に伴う事業費精算により、実施設計委託料73万8千円の減額補正、工事請負費2,456万2千円の減額補正で合わせて2,530万円の減額補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(竹原弘治) 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(竹原弘治) 次に議案第62号、平成23年度大仙市上水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。足達上水道課長。

○水道課長(足達隆) 議案第62号、平成23年度大仙市上水道事業会計補正予算(第4号)につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の189ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、職員人件費のうち、年度途中の退職に伴う給与費の減額補正をはじめ、法定福利費にかかる共済組合負担金率改正及び退職手当組合納付額の確定に伴う補正並びに、配水管布設工事及び移設工事の実績見込みによる建設改良費の減額と、これに伴う他会計からの負担金及び工事負担金を減額補正するものでございます。

第2条につきましては、平成23年度大仙市上水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額、支出、第1款、第1項、営業費用の予定額6億8,686万1千円に262万1千円を補正し、その計を6億8,948万2千円とし、支出の総額を7億9,275万3千円とするものであります。

第3条につきましては、平成23年度大仙市上水道事業会計予算第4条本文の括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,704万8千円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,072万2千円、減債積立金1億円、当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額632万6千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出に定めた収入、第1款、資本的収入の第1項、工事負担金の予定額4,041万1千円を2,038万3千円減額補正し、その計を2,002万8千円とし、収入の総額を2,017万7千円とするものでございます。

次に支出、第1款、資本的支出の第1項、建設改良費の予定額1億8,143万円を4,760万4千円減額補正し、その計を1億3,382万6千円とし、支出の総額を2億4,722万5千円とするものでございます。

190ページをお願いいたします。第4条につきましては、平成23年度大仙市上水道事業会計予算第8条に定めた経費のうち、職員給与費の予定額1億6,703万4千円に262万1千円を補正し、1億6,965万5千円とするものでございます。

201ページをお願いいたします。実施計画明細書でご説明申しあげます。

収益的収入及び支出の支出、第1款、上水道事業費用、1項、営業費用、1目、原水及び浄水費は、職員1名の年度途中退職に伴う給料及び手当等の減額と、共済組合負担金率改正に伴う職員2名分の法定福利費の増額を併せまして116万円の減額補正でございます。

2目、配水及び給水費は、職員3名分の共済組合負担金率改正に伴う法定福利費で20万3千円の補正でございます。

3目、業務及び総係費は、職員14名分の共済組合負担金率改正に伴う法定福利費76万4千円と、職員1名の年度途中退職に伴う退職手当組合納付金の281万4千円の併せて357万8千円の補正でございます。

202ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入、第1款、資本的収入、第1項、工事負担金は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の当年度国庫補助事業の減少に伴う配水管移設工事の減少と下水道整備工事及び配水管改良工事6件の実績見込みによる2,038万3千円の減額補正でございます。

次に、支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費、1目、配水施設拡張改良費は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業の当年度国庫補助事業の減少に伴う配水管移設工事の減少によります下水道整備工事及び配水管改良工事6件の実績見込みを合わせて4,907万3千円の減額補正、6目、負担金は、NTTが工事発注

主体として共同施工しておりました、市道中通線のN T T通信管及び配水管布設工事の精算分として1 4 6万9千円を補正し、併せて補正後の額を1億3, 382万6千円とするものでございます。

194ページをお願いします。職員の給与費明細書の内訳について、ご説明申し上げます。

職員1名の年度途中退職に伴い、給与費は、給料が109万8千円、寒冷地手当等の7万8千円、併せて117万6千円の減額でございます。法定福利費は、職員1名の年度途中退職に伴う退職手当組合納付金281万4千円と職員19名分の共済組合負担金率改正に伴う98万3千円を合わせまして379万7千円の増額でございます。法定福利費から職員給与費を差し引いて、総額262万1千円の増額補正となるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。これより質疑を行います。

質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（竹原弘治） 次に議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算の審査は各所管関係課ごとに入れ替えをしながら審査を行います。

職員の入替えのため、暫時休憩いたします。

---

休憩（午後 1 時 2 4 分～午後 1 時 2 6 分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第 6 3 号、平成 2 4 年度大仙市一般会計予算を議題といたします。

各所管関係課ごとに入れ替えをしながら説明、質疑を行い、最後に採決を行いますので、ご協力をお願いいたします

はじめに道路河川課所管の説明を求めます。小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） それでは、議案第 6 3 号、平成 2 4 年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、当初予算書 7 ページをお願いいたします。

第 2 表、LED 街路灯 ESCO 事業に係る債務負担行為の設定についてでございます。

これは、後ほど、当初予算事業説明書により詳細にご説明申しあげますが、この事業実施にあたりまして、全体事業費 2 億 3 千万円のうち、平成 2 4 年度事業費 1, 1 5 0 万円を除く 2 億 1, 8 5 0 万円を限度額といたしまして、平成 2 5 年度から平成 3 4 年度分までの 1 0 年間償還することにつきまして債務負担行為を設定しようとするものであります。

それでは、引き続きまして各事業の説明をいたします。

説明に用います「主な事業説明書」につきましては、政策経費を中心に作成しております。資料があっちこっち行って申し訳ございませんけれども、本日お配りしております資料「道路－5」、表紙の次のページから、それぞれの事業ごとに概要を示す一覧表がありますが、この中で、一番右側の欄に記載しております太字で事業説明書ページ何何何と書いておりますが、主にこの事業について、ご説明申し上げ、その他の事業については、ある程度、省略させて頂きたいと思っております。

はじめに事業説明書では 6－1 ページ、当初予算書では 9 4 ページとなります。

6 款、農林水産業費、1 項、農業費、9 目、国土調査費、1 0 事業、国土調査事業費 3, 0 0 3 万 3 千円であります。本事業は、国土の開発、保全、土地利用の高

度化に資するために、地籍の明確化を図るとともに、市が行う多様な事業に役立てる事を目的、目標として実施しているものであります。

財源内訳につきましては、国県支出金として2,254万4千円の充当を予定しております。この補助率につきましては、国が50%、県が25%、合計75%となっております。

歳出の主な内容でありますけれども、13節委託料2,749万円は西仙北、協和、太田、現在この3地域において実施しているものでありますけれども、地域の測量業務委託に要する経費であります。

なお、現在実施中の3地域でございますけれども、中仙地域についてはほ場整備事業が非常に活発に行われていることから、現在この完了を待って、現在、休止中であります。

大曲地域はいまだに手付かずの未実施となっております。

この事業を実施することによりまして、土地の権利関係が明確になりまして、課税の適正化が図られ、また、災害発生時、座標数値からの迅速な復旧に対応できることなどから、平成23年度の事務事業評価においては、未実施の地区についても早急に実施していく必要があるだろうと、位置づけられております。

なお、先ほどの資料「道路-5」をお開きいただきますが、3ページからそれぞれ西仙北、協和、太田地区のそれぞれの、これまでの実施のうち区域や平成24年度は緑色で着色しておりますので、ご参照願いたいと思います。

次に同じ事業でありますけれども、今度は11事業、国土調査事業費(単独分)732万2千円であります。

これは、本事業の補助対象とならない経費として予算措置をお願いするものであります。

この主な内容でありますけれども、13節、委託料557万5千円は過年度に実施いたしました地籍調査事業成果の修正業務の委託によるもの、14節、使用料及び賃借料160万8千円は地籍管理システム、パソコンの維持補修等でありまして、に要する経費でございます。これも同じく資料はただ今ご覧いただきました3~5ページに位置図を記載してございます。

続きして事業説明書は6-3ページ、当初予算書では105ページからになります。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費、14事業、市道敷地等未登記対策費675万3千円であります。

この未登記問題に関しましては、先の予算質疑で、後藤健議員から質問がありましたが、市といたしましても、この件につきましては大変重要な課題と認識しております。平成20年度から調査を実施しております。その結果、未登記数がこの時点で2,815筆あることが判明しております。このことを受けまして、平成21年度から解消に努めてきておりますが、この平成24年度分の実施につきまして、それぞれ説明申しあげます。

13節、委託料640万7千円は、神岡、中仙、協和、南外、仙北、太田地域の合計42筆の市道敷地の未登記を解消するための測量業務委託に要する経費であります。

22節、補償補填及び賠償金34万6千円は、これは仙北地域分でありますけれども、これまで課税されていた29筆に対しまして補償する経費であります。

本事業の経緯につきましては、平成22年度末までに161筆を解消しておりますが、平成23年度において新たに312筆の未登記が確認されております。

平成23年度の実績につきましては、2月末現在で298筆を解消し、最終的には339筆の解消ができる予定であります。これにより平成23年度末の未登記筆数は2,627筆となる見込みであります。

この事業に対する事業評価でありますけれども、この問題は大きい問題でありますことから出来るだけ早急に解消すべく、改善しながら継続することとなっております。

これにつきまして資料も「道路-5」をご覧頂きたいと思っております。道路-5の6ページであります。この表が一番左から平成22年度末の未登記の筆数、その右側が先ほど申しました、これは日付が間違っておりますけれども、24年2月末現在で298筆を既に解消しております。その右側23年度末までに解消できる見込みが仙北地域でちょっと頑張って頂きまして339筆が解消できる見込みというふうになっております。反面、今年度新たに判明いたしました筆数が中仙で2筆、仙北では304筆、太田では6筆、合計312筆について、それぞれ新しく確認いたしております。

いずれにいたしましても、大変な未登記をお持ちの所有者の方々には大変、ご不



便、ご迷惑をおかけしておりますので、比較的軽易に解消できるものは、速やかに、あとは相続問題等の絡みになりまして、直ちに解消できない物件もありますけれども、これらを含めまして、できる限り早急に解消して行きたいというふうに考えております。

続きまして事業説明書 6 - 4 ページ、当初予算書は 106 ページになります。

8 款 2 項 2 目、道路維持費、10 事業、道路維持管理費 2 億 3,078 万円であります。

本事業は、ご案内のとおり市民の最も基本的かつ密接なインフラであります市道を適切に維持管理し、修繕等に迅速に対応することを目的としておりますが、これの主な内容であります。7 節、賃金 1,228 万 2 千円は市内全域における道路維持作業員の賃金に要する経費であります。11 節、需用費 9,211 万 8 千円は街路灯の電気料、地下道排水ポンプ、市道の補修・修繕等に要する経費でございます。

13 節、委託料 1,412 万 7 千円は地下道排水ポンプの保守点検、地下道サイフォン等の清掃、道路除草作業等に要する経費でございます。15 節、工事請負費 6,823 万 1 千円は舗装補修等の道路維持補修工事に使用いたします経費でございます。16 節、原材料費 3,012 万 7 千円は道路補修用のアスファルト合材等の資材、補修材、砕石等の購入に要する経費であります。

これらの経費に対します財源内訳であります。その他の特定財源といたしまして 35 万 7 千円、これは土木使用料の行政財産使用料 19 万 1 千円と法定外公共用財産使用料 16 万 6 千円を充当することとしております。

本事業に対します評価であります。多様化する要望等に対応するため、改善しながら継続することと評価されております。

道路維持管理費につきましては、住民の要求要望の非常に多い事業でありますことから、今後も予算の確保等を含め、きめ細かに対応してまいりたいと思っております。

なお工事箇所等につきましては、今度は別の資料になりますが、事前にお渡ししておりました建設水道常任委員会用と小さい字で示しております、平成 24 年度当初予算案、建設部関連事業説明書というのがございます。厚い資料でございます。

道路河川課関係につきましては、1 ページから 10 ページまでとなっておりますが、ページ 1 ページからはこれは、ごっちゃになって申し訳ありませんけれども、

これは、先般の時間を頂きました所管事務調査でも同じ資料をお出ししておりますが、道路管理費と道路改良事業費ちょっとごっちゃにさせていただいておりますが、まず1ページはそれぞれ箇所付けした路線、内容、予算額をそれぞれ記載しておりますし、3ページからは、各地域ごとの位置図をそれぞれ記載させて頂いております。合わせて後ほどごゆっくりご覧頂きたいと思っております。

次に事業説明書は6-5ページでございます。

当初予算書は同じく106ページでございます。

8款2項2目14事業、除雪機械購入費3,099万8千円であります。

これは、市道の冬期間の交通や物流の確保とともに、市が保有する除雪機械の老朽化に伴う作業効率の低下や修繕費の増大などを解消するために、機械の更新を図るものであります。

歳出の主な内容であります。13節、備品購入費3,099万8千円は、24年度は仙北地域分であります。この地域にロータリ除雪車、2.2m級の購入を予定しております。

この財源内訳であります。国県合わせまして2,045万8千円、すみません国庫補助金です。これが3分の2の補助率であります。また、市債と起債分ですが、市債として1,000万円を充当することとしております。これは先ほどの補正予算でもご質問がありましたが、平成24年度はこのとおり1台の更新を図る予定でありますけれども、ぜひとも25年度からは、年間2台ペースで更新を図るように財政並びに市長等に働きかけて参りたいというふうに考えております。

事業の評価でありますけれども、改善しながら継続となっております。

次に事業説明書6-6ページ、当初予算書は同じく106ページであります。

8款2項2目16事業、真木真昼県立自然公園内市道整備費292万1千円あります。これは、太田地域における真木真昼自然公園内の市道2路線、これは真木線と横沢バチ沢線ですが、利用者の利便性と安全性を確保するため、これまでも災害防除工事等を実施してまいりましたが、この工事はある程度完了しております。引き続き適切に公園内市道を維持管理することを目的といたしております。

主な内容であります。14節、使用料及び賃貸借料97万1千円は、維持修繕のための重機借り上げ等に要する経費、15節、工事請負費119万5千円につきましては、側溝整備等に要する経費として、計上させて頂いております。

この事業に対する評価につきましては、改善しながら継続というふうになっております。

次に事業説明書6－7ページになります。

8款2項2目20事業、道路側溝等環境改善事業費1,024万6千円であります。これは、住民から要望の多い暗渠や側溝の汚泥の堆積による閉塞等を解消し、住環境の改善を図るために実施しているものであります。

主な内容であります。13節、委託料930万4千円は、道路側溝や農業用排水路等に堆積している汚泥を高圧洗浄車及びバキューム吸引車、これはセットで稼働いたしておりますが、この2台で処理する作業委託に要する経費であります。

この事業に対する評価では、非常に有益性が高いということになっておりまして、改善しながら継続というふうの評価されております。

続きまして事業説明書は6－8ページになります。

8款2項2目22事業、LED街路灯ESCO事業1,150万円あります。

これにつきましても、先の所管事務調査におきましてご説明申し上げておりますが、省エネや二酸化炭素削減と環境対策に資することもありまして、市内約9,000基の街路灯を、平成24年度中に、工事自体は一気にLED化しようとするものでありまして、ただこの事業が先ほども申し上げましたとおり、全体事業費では2億3千万円と多額な事業でありますことから、ESCO事業者と申しますけれども、このESCO事業者は24年度の新規事業となりますことから、プロポーザル方式で業者選定をする予定となっておりますが、ここで選定された事業者と10ケ年の長期契約を結びまして、市では債務負担行為を設定いたしまして、毎年一定額を支払うとするものであります。

平成24年度につきましては、本来であれば2億3千万円を10年で割りますと2,300万円になるわけですが、24年度は街路灯の取替工事があります。この取替工事に約半年間がかかると見込んでいることから、それまで市では維持管理費を半分程度、年間ベースで行きますと半分程度かかりますし、ESCO事業者にとっては、半分の実績しか上がらないということで半分の1,150万円の支払いを予定しているということでもあります。

これにつきましても今度はまた戻って頂いて、「道路－5」であります。LED事業につきましては、7ページからになります。これは先般、所管事務調査の際に

出させていただいた同じ資料でございます。改めて確認の意味で出させていただいております。7ページの左側の中段ほどには、各地域の取り替えようとする街路灯の基数がそれぞれ書いております、合計9,045基を取り替えようとするものであります。

この中には街路灯のほかに地下道、公園灯等、LED化に適するもの照明灯につきましても、この中で取り替えようとするものであります。

そのほかの内容につきましては、この間、説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

次に事業説明書6-9ページになります。

8款2項4目、道路新設改良費、15事業、社会資本整備総合交付金事業費、南外1号線分1億円であります。本路線は、南外と西仙北の地域間を結ぶ主要幹線であります。こうしたことからこの路線は、この先を見ますと秋田空港等にも繋がる路線でもありますし、こうしたことから広域間交通網を担う路線として整備すべく、計画延長、全体延長は2,280mであります、平成20年度から調査等を実施してきたものであります。今年度、道路詳細設計が整いましたことから、平成24年度から本体道路工事に着手するものであります。

この内容でありますけれども、15節、工事請負費は1億円、これは延長800m分の取りあえずは路体盛土工事を着手したいと考えております。

財源内訳であります、国庫支出金として6千万円、また市債として4千万円、これは道路整備事業債であります、それぞれ充当を予定しております。

事業評価では、災害に強い道路を築造することとして、改善しながら継続となっております。本路線の完成予定は平成27年度を予定しております。

続きまして、事業説明書6-10ページ、当初予算書は107ページになります。

8款2項4目29事業、社会資本整備総合交付金事業費、今度は愛宕下・浮島・合貝跨線橋事業3,200万円あります。

本事業は、JR奥羽本線と立体交差する市道に架かる跨線橋につきまして、地震等による落橋を防止するために、協和地域の合貝跨線橋落下防止工事を皮切りといたしまして、JR東日本に工事を委託し、進めてきたものであります。平成24年度は残る西仙北地域の浮島跨線橋、1橋であります、この分につきまして実施したいと考えております。

内訳であります。19節、負担金補助及び交付金3,200万円は、JRに委託して施行する落橋防止工事の負担金に要する経費であります。

財源内訳につきましては、国庫支出金として1,920万円。市債といたしまして1,150万円。それぞれ充当を予定しております。国からの補助率は60%であります。

本事業の評価であります。安全性が向上しており、改善しながら継続となっております。

これにつきましても「道路-5」の資料、11ページをご覧くださいと思います。

11ページは浮島跨線橋の橋りょう一般図、橋りょうを横から見た図面となっております。真ん中にあるのは、列車の形ですので、真ん中に軌道があるという形になりますが、この赤丸で示した、あまり大したことのない構造に見えると思いますが、こうしたメカニズムで落橋を防止すると、いう工事をJRに委託して進めているものであります。次のページには実際、今年度を実施しました、これが愛宕下跨線橋ですか、赤丸で示した部分が落橋防止装置部分の完了した姿であります。

続きまして事業説明書は6-11ページになります。

8款2項4目32事業、道路改良事業費2億8,690万8千円であります。

市の道路整備につきましては「道路をつくることから活かすこと」の基本理念のもと、既存道路の機能充実に重点をおいた方針に基づきまして、現在市で進めておりますが、まだまだ要望の強い道路や側溝の拡幅や改良につきまして、優先順位等を勘案しながら進めているものであります。

主な内容でありますけれども、13節、委託料3,213万3千円は道路改良に伴う測量設計業務等に要する経費であります。

15節、工事請負費2億4,021万円は道路改良、舗装工事及び側溝改良工事等に要する経費であります。

17節、公有財産購入費743万5千円は、道路改良工事に伴う用地取得に要する経費であります。

22節、補償補填及び賠償金713万円は、道路改良工事に伴う支障物件等の移転補償に要する経費であります。

この財源内訳であります。2億5,330万円を道路整備事業債としての充当を予定しております。

なお、道路改良事業で実施を予定しております路線数は全部で37路線であります。それぞれ大曲8、神岡3、西仙北4、中仙7、協和6、南外2、仙北3、太田4路線を予定しております。

この事業に対する評価であります、多様化するニーズに対応すべく、改善しながら継続することとなっております。

なお、この事業につきましても、また戻っていただきますが、先ほどの当初予算資料、建設部関係の1ページから10ページにそれぞれ路線名、位置図等を記載しております。

続きまして事業説明書は6-12ページになります。

8款2項6目橋りょう維持費、10事業、橋りょう維持費3,264万4千円であります。

本事業は、老朽化の進む橋梁の長寿命化を図るため、使用頻度の高い435橋につきまして、将来は修繕工事を実施するものであります、これに先立ちまして、今年度から橋梁点検を行っているものでありまして、平成24年度は引き続き280橋の点検を予定しております。また、この点検業務に基づきまして、平成25年度には「橋梁長寿命化修繕計画策定」業務を実施する予定でありまして、これも補助対象となっているものであります、その後も補助事業により修繕工事に着手する計画展望となっております。

この主な内容でありますけれども、13節、委託料3,114万4千円は橋りょう長寿命化修繕計画策定において280橋、これは15m以上が75橋、15m未満が205橋となっております、これの橋りょう点検に要する経費であります。

このほか15節、工事請負費150万円であります、南外地域の門ヶ沢4号橋、これは現在非常に狭い道路でかつ沢部、当然、水路に架かっている橋でありますけれども、非常に簡易的かつ老朽化した構造の橋でありまして、軽トラックも渡れないような状況になっておりまして、早急に修繕する必要があるということで計上したものであります。

この長寿命化策定計画の財源内訳につきましても、国からの補助金が60%相当の1,835万円を充当するものであります。

事業評価であります、道路交通の安全確保の観点から、改善しながら継続することとなっております。

続きまして事業説明書は6-13ページになります。

8款2項8目、交通安全施設整備費、1事業、交通安全施設整備費2,593万5千円であります。これは、道路交通の安全性の向上を目的に、ガードレールやカーブミラー等の道路付属物等の新設や補修を実施しているものであります。

この主な内容であります。15節、工事請負費2,190万3千円は、市内全域の先ほど申しましたカーブミラー、区画線、ガードレール等の補修及び新設に要する経費であります。

これに対する事業の評価であります。交通安全を確保するためには、事業の拡大という評価になっております。

最後になりますが、事業説明書は6-21ページ、当初予算書は109ページになります。

8款5項、河川費、1目、河川総務費、11事業、河川維持管理費603万2千円あります。これは、今までも実施して参りましたが、河川の災害等を未然に防止するために、河川の土砂堆積部の浚渫等を実施し、良好な河川環境を維持しようとするものであります。

主な内容であります。14節、使用料及び賃借料599万8千円は、大曲地域、西仙北地域、協和、南外、それぞれの地域の河川の浚渫等を実施する際に重機等を借り上げる経費として計上しているものであります。

以上、議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算のうち、道路河川課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） ちょっと俺、説明を聞き逃したかもしれませんが、確認の意味で質問します。105ページ、道路台帳作成経費、これは説明してくれましたか。

○道路河川課長（小松春一） これは説明いたしておりません。これは最初から事業説明書を添付しない予定でございましたけれども、改めてそうすればご説明申しあげます。

これは8款2項1目11事業でありますけれども、これは平年であれば9月補正ということで毎年、お願いしているものでありますけれども、今般、特殊な事情がございましてお願いしたものでありますけれども、実は、中仙地域、仙北地域におきまして、23年の9月16日に都市計画区域の拡大決定告示がなされております。これに伴いまして、実は都市計画区域になりますと、建築基準法の適用がシビアになりますというか、適用部分が増えることになります。よくありますのが、道路の摂動義務だとか、要するに建物を建てる際の調査が業者さんによって、よく市の方に来ますけれども、これが特に中仙、仙北さんの方で台帳整備が順調に、例えばほ場整備関連でちょっと整備が遅れていたという特殊事情もございまして、これらを合わせまして今回、当初予算で新しく、航空写真を撮影して、現況平面図を作成補正する、という経費を要望させて頂いたところであります。

○委員長（竹原弘治） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） それで、ちょっと意地悪な質問をして申し訳ないんですけど、これは随意契約を予定しているんだしか。入札を予定しているんだしか。

○道路河川課長（小松春一） これは、今までの例に従いまして、随契でやりたいと思っております。

○委員長（竹原弘治） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） それでちょっと話しが難しくなるような質問だんしのも、一般質問で石塚柏さんがああいう、政治倫理に関する部分に触れられた一般質問があったわけけれども、それでこの政治倫理審査会にかかわる事案になってくるんだけど、この今、課長さんが説明されたようにこの道路台帳作成業務、随意契約だと、こういうことですので、なぜ随意契約でならないか、というのは課長、説明できますか。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） これは市長が議会答弁でもお答えしておりますけれども、まず最初は当然ながら、最初の道路台帳作成というのは、競争入札で行ったものであります。その時に大仙市では8地域で5業者が競争入札の結果、選定されております。ですから地域によってはダブっているところもございます。業者さんが。その後、当然ながら、毎年、道路改良等があって補正すべき業務が発生するわけですが、今現在あの、市に納めて貰う成果品は、まず大きなものとして道路台帳の調



書、路線数だとか延長だとか、細かく言えば変化点だとか、記載したかなり厚めになる調書がございます。それともう一つは図面、それこそ、平面図ですね。平面図も地図から何から全部で3部構成くらいになりますけれども、それぞれ成果品そのものは紙ベースでの納入というふうになっております。これはそれで良いのですけれども、調書の方は実を言いますとこの調書の方も紙ベースの納入義務しか仕様書では義務づけておりません。ただ、調書についての問題がありまして、これは道路台帳を作成しようというのは国交省の標準パターンというのがありまして、このフォーマットによって調書を作成することになっております。これは各業者さんが何と言いますか、当然ながら今はパソコン時代ですので、その機械にデータとして入力している訳であります。これは残念ながら所有権が業者さんにありまして、市には納付義務がなされていないものであります。こういったことから、これをまた新たに競争入札等で業者さんを代えとなった場合、このデータの打ち込み作業が経費のかかり増しとして出てくるということから市ではずっと随意契約で実施しているものであります。それからそのデータの打ち込み直しにも相当の期間を要するということがあります。

○委員長（竹原弘治） はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） それでよ、まず問題になった東邦技術さんよ、これも受けることなべた。すればまず我々、政治倫理って決めたべった。市長はああいう答弁して俺もわからない訳では無い、すれば市の担当者はよ、当然、そういう形でやるとすれば誰がそういうことで触れるかというのは十分にわかるしべ。だから結局わかっていて随意契約をやっているっていうことには変わらないんしな。

○委員長（竹原弘治） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 今の千葉委員の話で、やはり東邦技術でなければ出来得ない仕事なのか、というのが根源なものな。正直言って。だから少し予算的にかかり増はするんだけど、ほかのあとの6社が入札しているんだから、その業者もかかり増もするんだけどできますよと、いうことの回答になるんだべ。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 確かにほかの東邦さんを除く4業者がおりますけれども、そちらにお願いすればできないことでは無いです。同じ作業をしている訳ですので。ただ、市としてはその政治倫理条例の絡みはあるとは思いますが、市

のスタンスとしてはやはり経費のかかり増しがあるのであれば、必要でない経費をわざわざ出してまで、ということは何と言いますか、マイナス要因となると考えていることから、随契で行きたいというふうに判断しているものであります。

○委員（橋本五郎） そうすれば、かかり増は大体、おおよそどの程度。

○道路河川課長（小松春一） 実は内々で私も調査いたしました。東邦さん分をまとめますと、東邦さん実は2地域やっています。南外、協和地区においてやっておりますけれども、まずこれを別の業者さんが改めて調書のデータを打ち直す作業には約700万円、それから作業工期が半年、約6か月間を要するだろうというふうに見積もっております。

○委員（橋本五郎） 必ずこれあなた方、担当として必ず聞かれるから。今、調査ができるから。その時に明快な、我々も、一般の市民がたも理解できるような数字を出して説明していただかないと。

○道路河川課長（小松春一） はい、わかりました。

○委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 関連してぶじょほうなんだけれども、例えばそれ、今、頼んだ時といえはあれだども、ここで話しを聞くのもおかしいけれども、今、政治倫理出来たのをわかっておったのか、どうかわからねしのもよ、そういう話しは何も無く、素直に受け取ってというか、何もなかったものですか。参考までに。

○道路河川課長（小松春一） 実は毎年、この道路台帳補正業務というのは先ほど申しましたとおり9月定例で補正をいただいております。それを受けて10月頃に発注をかけております。この政治倫理条例も去年の10月頃の施行だと思っております。それでですね私ども確かに業者選定を上にあげていく立場ですので、この件は若干ありましたけれども、まず、先ほどのスタンスから上に上げて行って、審査委員会、業者選定委員会、それからそれが良ければ、契約検査課で契約すると、いう運びになりますので、業者選定委員会でどういうふうな経緯になったのかは、私は承知しておりませんでしたけれども、いずれ、微妙な時期にあったことは間違いないです。時期的に。

○委員長（竹原弘治） はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） 土木費の中の道路維持費。昨年より若干多く計上されているようだが、それぞれの支所から上がってきておられる道路維持費のどの程度をやって

おられるのか、そのあたり。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 道路維持管理費につきましては、ほぼ各支所から上がってきているもの100%、あるいは以上の項目もあったと思いますけれども、付けることができたというふうに思っております。ただ、残念ながら道路改良費の方は若干、削減されておりますけれども。道路維持管理費につきましては、要求どおり、あるいはそれ以上についております。

○委員（橋本五郎） 各支所の課長さん方が来ているから、金が足りないとか、後で補正してけれとかということは無いということだんしな。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 申し添えます。今般、議員の皆さんもご案内だと思えますけれども、2年続いての豪雪で、非常に道路が傷んでおります。舗装が。これもある程度、予測できたことではありますけれども、予想以上に非常に傷んでおります。こういった観点から、我々は例年ベースプラス若干のアルファで予算要求していたわけですが、もしかすればこういった状況から、とても舗装修繕だけでも間に合わないという状況が若干、予想されますので、その際は補正もお願いしなければいけないのかなと考えているところであります。

○委員（橋本五郎） いずれ河川の河床の整備といえますか、ここ2～3年はゲリラ豪雨ということで、雨が降るとすーっとすぐに流れくる。河床の雑木だとか、で非常に荒れているわけだ。それも少しは上がっているけれども、まだまだ何にもつかないような予算的なもので、それぞれの支所の方から補正でもお願いすると、いうことになれば本庁のほうではどのような対応をするのか。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 議員、ご指摘のとおりだと私も思っております。23年度も河川浚渫は一部の地域において補正をさせて頂いておりますし、これはやはりその年の豪雨の状況にもよりますし、今年は特にこのとおりの雪で、融雪災害というのも懸念されます。そういった状況を見極めながら、補正すべきものは補正対応をお願いするというにしたいと思っております。ご参考になりますが、先ほど舗装の傷みがひどいということを申し上げましたけれども、本年度は舗装に対する災害、救済制度というものがあまして、これは凍上災と言いますけれども、今

年度はこの凍上災に該当するようであります。従いまして維持管理経費とこれらの凍上災で救える路線を組み合わせながら、うまく対応してまいりたいなと思っております。

○委員（橋本五郎） 昔の事なんだけれども、こういう大雪になると春先になると必ず雪害ということで、それぞれの地域の人達が潤ったわけなんだけれども、今なかなか無いようでありますので、やはりそういう河床的なこと、それから河川の災害の件について、非常に要望があるので、支所の課長さんも非常に頭の痛いところだと思いますので、やはり支所の課長さん方、本庁でこのように理解のある方々がおるもんだから、一つ、説得力のあるような予算の獲得を御検討頂くよう、住民の人達、予算ね、予算ねって、なんて行ったって予算ねって住民の人達に言われるって言っている。だからそういうことの無いように十分にとは行かないけれども、そのあたり十分に理解をして頑張っていたいただければありがたいと思います。

○委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） あの6-11の道路改良事業費のことなんだけれども、これは例えば25年度からは市道延長での配分70%とか、人口による配分割合30%とか、この中で予算枠を決めているんだけれども、こういう形で行くと例えば我々みたいな過疎地域というのは絶対に追いついていけないんしで。ほかの地区とは。こういうやり方というのは、このままずっと継続して行く予定なのか、考えなのか、要するに俺が黙って見ていると、ものすごいほかの地域と段々段々ほかの地域と差が出てくる。こういうことが考えられるので、その点をちょっと聞きたいと思うんだけれども。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） この件につきましては、先の所管事務調査でも同様のご質問があったかと思っておりますけれども、その際にも部長がお答えしておりますとおり、やはりその今の単純な対道路延長比、対人口比では無くて、ある程度その今までの過疎債等の状況等も勘案しながら、考えていかなければならないと部長も申しておりますし、私もそのような要素を加味すべきだと考えておりますので、今後どういうふうに持っていくべきかは、私共検討させていただいて、考えて参りたいと思っております。

○委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤清吉） この前も部長さんから回答を貰っておりますけれども、やっぱりこれも早めに、少しでも早めにやっていただければ、非常に我々も南外に限らず西仙北の一部とか、協和も一部過疎地域になっている訳なんだけれども、やっぱりそれなりに舗装率、改良率見てもしな、かなり低い訳しよ。そういうことをやっぱり部長さん、課長さんの方から何とか、特段のご配慮をお願いいたしたいと、そう思います。

○委員長（竹原弘治） はい、田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） 確かにまず一つ我々、基本的に各支所、最終的に配分という形になってしまう訳なんですけれども、それに当たってはやっぱり指針というのが、基になるものがなければということでこういう基準を立てさせて頂いております。ただ、やっぱりその、道路改良でも維持工事でも同じですけれども、緊急性、必要性というのは、やっぱり個々によって、当然違うことですので、やはり誰が見てもこれは何としても早くやらなければならないというような、そういうものについては、別枠扱いで一回寄せておいて、その上でこう配分という手もやっぱり考えていく必要があるのではないかと、こういうふうに基本方針決めたから、すっかりこのとおりでないよ、うまくないよ、というやり方は私はしないように、やっぱり地域地域の実情をやっぱりある程度考えた上で配分するという方向で、今年度、24年度もそういう方向ですべきでしたけれども、気持ちとしては、そういう気持ちを持っておりますので、更に25年と先に行くほどそういうのがある程度出てくるように、私も頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） まず、6-7。説明書。このバキュームの件だしのもの。24年度、3年目にあたるのも、この未実施、実際やってみて、4件の要望を取り下げた、ということを書いているしのも、取り下げたということはどういうことだんしべ。簡単に言えば。要望に対しての未実施4件は要望を取り下げた、取り下げは。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 4件について、全部は把握しておりませんが、例えば何らかの事情により解消したもので、取り下げがあったというのは聞いております。例えばですね、申込みも順番があるものですから、結構時間がかかる場所もある訳だんしな。1週間か10日くらいお待たせしてしまうということもありま

すけれども、その間に状況の変化で、いらなくなったというふうなものもあったというふうに聞いております。

○委員（佐藤隆盛） 実はこれはあれだし、この持っているのは、各団地さ入っていても、あれも吸い上げるのも入っているね。俺方のそばさ団地に来て、何だか側溝の柵か、その時初めて見て、あれ終わったべかなと思ったら、また後から来て、何してなべなと思って。やめて行ったべかなと思って。俺は初めて見たものだから。だから取り下げたということが、何してなべなということ、それならそれでまず一つわかりました。

それからもう一つ、6-21だしのも、この河川維持管理費というところ、これも大曲と4つ、刈和野とか、河川建設なべのも、それ一つと、この河川の維持管理のところで、うちの方でしょ、河川に関連して喋るんた感じだしのも、俺方の課長もいだのも、俺方の河川愛護って言って河川の草刈りをやっているんだしものな。草刈りとか出て、どうも俺の仙北だけでねべかと思うんだ、俺方の課長なんとだし。まあやっているんしな6月に。大曲では例えば丸子でもなんでもずっと来てて、この前も話しをしたことがあるんだしのも、そこら辺はなんぼ不具合が、このあれと違うかもしれないけれども、河川のあり方がちょっとわからないしもの。わずか、40～50万円、課長、俺方でなんぼ。河川愛護で。

○委員長（竹原弘治） はい、仙北支所の農林建設課長。

○仙北支所農林建設課長（佐々木博） 8款の土木総務費補助金の中に河川愛護活動補助金というのがあります。

○委員（佐藤隆盛） もう一度聞くしのも、俺方の事業だかも知れないけれども、そばまでずっとやってきて、何でそこでだべかなと、ほかの地域は何となっているか、ちょっとわからねしのも。みんなから言われるしのも。片方はちゃんとやってきて、予算がそうだとすれば。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） これはあの、仙北地域だけではなくて大曲地域もこのような県から補助金を頂いて、河川ごとにやっていて、大曲の出川だとか、それぞれあります。

○委員（佐藤隆盛） ④今の言ったほかの方の課でやっているんだな

○道路河川課長（小松春一） こちらで一旦受けまして、そして河川ごとに割合を決

めて、それぞれお知らせしているような状況です。河川管理維持費ではございません。

○委員長（竹原弘治） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） それから部長さだしのも、仙北地域では河川を県に手をかけて、県に要望しているものだし。それと関連して、建設部で県にやらせるものを要求しているんしべた。この前に聞いたように。何件あったが忘れたのも。今の要望に対してなものだから、市を通して県に要望してけでらと思うんしのも、そのやつ、まず何件くらいあって、3月なものだから、やるとか、回答貰ってけれど話ししていたものだから。その結果、何と、何件あって、できるとか、できないとか、だから例えば、俺方で出している要望も3月にやってけると、それで答えは貰っていると、その関係もう一度しよ、この3月に切り替えで、なんぼ県の職員だから良いと言ったって、ぺろーって行かれちゃえば終わりだからしよ。そこら辺実際、回答もらっているか一つと、それからその中身、今、異動時期だから、何となっているかなと、それをちょっとそれ、この前ちょっと話しをしたから、そこらへんちょっと教えてもらいたいんしのも。現状。

○委員長（竹原弘治） はい、田口建設部長。

○建設部長（田口隆志） おっしゃるとおりその辺の指摘を前に受けておりました。それで今、県への要望というのは、道路河川課で窓口を一つにして、各支所の要望を取りまとめて県の方に提出して、大仙市の要望ということで上げております。今日、ちょっとその内容、件数等の綴りを持ってきてないので、できれば明日までに取りまとめまして、その状況どうなっているのか、まとめたもので、提出というか、説明したいと思えますけれども、それで何とかよろしくお願ひしたいと思えます。

○委員（佐藤隆盛） そこで確認、きちんと今年出来ないとしたって、来年でも一つ一つについてはちゃんとした回答を貰ってもらいたいんしのもな。でねば話しが通っていないものだから。県がらみだから。何とかそこだけ。

○建設部長（田口隆志） 申し訳ないのですが、明日には説明いたします。

○委員長（竹原弘治） ほかに、何かございませんか。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 小松課長。さっき改めて追加の質問をしようとしたけれど、流

れが別に行っちゃって。ちょっと確認しておきますけれども、最初の5業者でまず入札して、そして例の業者が取ったしべった。それから、ずっと随意契約でなっらしべったな。まずその年数がずっと続いて何年なるかということと、それからこれは確かに今説明したように、この業者でなければ、例えば南外、協和地区の道路台帳をやったときによ、確かに700万円、まず他の業者に頼めばよ、700万円かかる。それから期間にして半年以上長くかかるという、まずそういうことをおっしゃったけれども、確かにすれば最初にとった業者がよ、まずデータベース、フロッピーで全部管理しちゃって、はっきり言って独占企業までになっているんしべたな。そうするとよ、競争入札も出来ない、随意契約でずっと流れてきているので、はっきり言って競争の原理が働いていないことだよな。すればそれは明らかに絶対、他の業者がやった場合に安くなりますよ、といった検証は何としてするんだしか、その検証は。その2点をちょっと教えてくれ。最初に何年に何年続いているかということと、データベースでこの業者に特定さ、随意契約でやっていかなければならないというそういう現状であるとすれば、委託業務がよ、絶対に適正であるというそういう検証ができるのか、どうか、誰が検証するのか。

○委員長（竹原弘治） はい、小松道路河川課長。

○道路河川課長（小松春一） 年数につきましては、少々時間をいただきたいと思っております。

まず、実施時期につきまして、これは昭和の年代でありますけれども、国から通達がなされておりました、それまで何と言いますか、程度が低い台帳整備がなされていた経緯がありましたけれども、実を申しますとかなりずさんな台帳で、使い物にならないというふうな国の指導がありまして、全国一斉に道路台帳整備に着手した経緯がございます。これが59年の通達でありますので、昭和62年度までに道路台帳を整備しなさいという通達があります。従いまして、61年、62年にかけて台帳整備したものだと思っております。正確な資料が無くて申し訳ないのですが。

あとは費用、積算の根拠と申しますか、それが適正かどうかというお話なのですが、これも道路台帳業務、県単価がございまして、これに基づいてまあ委託設計費を出しております。これについては、県の方で公共的に高めた単価を使用しておりますので、これについては、設計額については、何と言いますか、過不足というものは無いものだというふうに思っております。ただ、依然として随契によるという



ことは競争原理が働かない訳で、競争しますと、大概見込める請負差額というものが殆ど発生しないという状況も勿論ある訳で、そこら辺は確かに微妙な線だと思えます。先ほど申しましたその別業者に委託をした場合のかかり増し経費というのは一方では、市に取っては不利益を講ずる部分でありますけれども、議員ご指摘のとおり、一方では競争原理が働いて、請負差額等が発生すればそれは市民にとっての浮いたパターンになると、ただし別の業者に、これはまた更にお話戻りますけれども、先ほど申し上げました前提というのは、今の政治倫理規定で業者さんが辞退して、そしてその所有権のある調書のデータを提供していただかなかった場合はなお先ほど言ったかかり増し経費がかかりますけれども、その辺、もし良心的な業者さんでそれがデータは全部良いよ、直ぐに納めるよと、寄附するよと、いう話しになればまた別のケースになるということは考えられます。

○委員（千葉 健） データベースは市で所有するという事は、普通は考えられないものだから。

○道路河川課長（小松春一） そこまで求めていないんだしな。あくまでも紙ベース。ですから委託経費の中に含めているというか。

○委員（千葉 健） まずわかった。

○委員長（竹原弘治） ほかに、何かございませんか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本五郎） この道路台帳、昭和59年ごろ、やはり道路台帳によって地方交付税に入ってくると、いうことで一斉にこう各自治体も道路台帳の整備に入ったんだよな。

○道路河川課長（小松春一） 道路延長が大きな地方交付税になるということもありませんか。

○委員長（竹原弘治） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

---

休憩（午後1時41分～午後1時59分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に都市管理課所管の説明を求めます。福田都市管理課長。

○都市管理課長（福田 繁） それでは平成24年度当初予算に係る都市管理課の事業につきまして、ご説明を申し上げます。

説明に用いますのは「主な事業説明書」と、各会計の予算書を使って説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明に用いますのは「主な事業説明書」につきましては、政策経費を中心に作成しておりまして、その他の事務費や負担金、あるいは義務的経費等につきましては、お配りしておりますA3様式の都市管理課の「当初予算概要」に記載しておりますので、確認の方をお願いしたいと思います。

都市管理課につきましては11事業ございます。先ほど申しました政策的経費につきましては、備考欄に事業説明書のページ6とかと書いておりまして、5項目ございます。最初にこの事業説明書の政策経費のページ6—14の5項目から最初に説明させていただきますので、どうかよろしく願いしたいと存じます。

それでは、事業説明書P6—14をお開き願いたいと思います。

8款3項7目16事業、中通線街路整備事業費（補助分）でございます。

本路線は、大曲駅周辺を周回する重要な環状道路であり、交通結節機能の向上による、商業や交流人口の促進、定住人口の増加など、土地区画整理事業による整備とあわせまして本路線の整備効果は、非常に大きいものがあると考えております。つきましては平成27年度までの5箇年計画で事業を進めることにしております。

事業の概要でございますが、延長が192m、幅員が20mで、全体事業費は、補助分・単独分を合わせまして4億6千万円を見込んでございます。平成24年度は1億3千万円の予算を計上しており、内訳であります、予算書の108ページを照らし合わせていただきたいと思います。13節、委託料は405万円、公有財産購入費などに要する経費として、17節に2,594万4千円、補償補填及び賠償金に要する経費として、22節に1億6千円を計上しております。

また、本事業は、平成23年度から事業着手し、詳細設計、用地測量、用地・建物調査業務は概ね計画どおり実施してございまして、今後は、土地区画整理事務所

など関係機関と連携を密にしながら街路整備事業を推進して参る所存でございます。

また、平成23年度事務事業評価におきましては、予算措置内で適正に事務執行が行われ、平成24年度も継続して事務、事業を円滑に推進して参ります。尚、特定財源といたしまして、国庫補助金として社会資本整備総合交付金60%ですが、7,800万円、中通線街路整備事業債といたしまして補助残の95%、4,940万円の充当を予定してございます。

続きまして図面の方をご参照いただきたいと思います。都市管理課関係はページ11ページからでございます。建設部関連事業説明書附属資料という図面でございますが、11ページをお開き願いたいと思います。

ただ今申し上げました中通線の位置図について、赤で書いておりますけれども、うちの方で所管します都市計画道路、中通線192m、20mの範囲区間でございます。黄色で着色した部分は現在、進めておりますが、大曲通町地区の市街地再開発事業区域でございます。青色の区域につきましては、大曲駅前第二地区土地区画整理事業区域内の区域でございます。中に赤で引いておるんですが、これは同じく中通線でございます。斜線部分につきましては、未供用区域でございます。

うちの方との接点でございますけれども、区画整理との接点でございますが、ここまでの区画整理事業の施工につきましては、26年度に供用を開始したいというふうに伺ってございます。

次の12ページをお開き願います。詳細図面でございますが、同じく赤で着色した部分が192mの区間でございまして、左下には計画路線の標準断面図を記載してございます。右に表で囲んでありますが、全体計画と24年度計画のそれぞれの計画の概要を示してございまして、一つは建物等の調査業務委託計画でございますが、全体計画といたしまして、7戸12棟でございます。平成24年度の計画といたしましては、うち2戸4棟を見ております。用地買収計画につきましては、全体計画で1法人、11個人、24年度におきましては、1法人4個人を見込んでございます。

建物移転補償計画につきましては、全体計画で1法人6個人、7戸12棟でございますが、うち24年度計画といたしましては、1法人3個人、4戸6棟を計画してございます。

以上、中通線につきましては、説明を終わらせていただきます。

次に、事業説明書P6-15をお開き願います。

8款3項7目17事業、中通線街路整備事業費（単独分）であります。

単独分につきましては、新規事業といたしまして675万3千円を予算計上しております。内訳であります。11節、需用費として事業執行に係る消耗品、13節、委託料として土地分筆登記申請事務費、17節、公有財産購入費といたしまして、取付道路敷及び残地補償費として648万6千円を計上しております。

なお、特定財源といたしまして、中通線街路整備事業債610万円の充当を予定しております。

次に、P6-16をお開き願いたいと思います。

8款3項7目18事業、大曲駅前通り線街路整備事業費（補助分）は、新規事業でございます。

本路線は、冬期間において、現在の融雪方式では散水時における歩行者のすれ違い、或いは車椅子での通行が困難な状態にあるため、高齢者や障害者が安全に通行できる空間を確保できません。よって無散水融雪設備を整えるもので、市街地再開発事業とあわせた本路線の整備効果は、非常に大きいものがあると考えております。平成26年度までの3箇年計画で事業を進めることとしてございます。

事業の概要であります。延長が250m、融雪面積が1,000㎡、全体事業費は1億600万円を見込んでございます。平成24年度は625万8千円の予算を計上しており、内訳であります。調査関係を主体に、路線測量、実施設計などに要する経費として、13節、委託料に625万8千円を計上してございます。

なお、特定財源といたしまして、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金50%でございますが、310万円、大曲駅前通線街路整備事業債、これは補助残の95%ですが、300万円の充当を予定してございます。

図面でございますが、ページの13ページをお開き願いたいと思います。

場所は大曲駅よりジョイフルシティヤマサ前の両側の区間でございます。写真を2枚ほど添付してございますが、現在の融雪の状況の写真でございます。右下に歩道部の標準断面図ということで、参考図になりますが、こういった形で今後進めて参りたいと考えております。

次に、事業説明書P6-22をお開き願いたいと思います。

8款7項1目10事業、公園維持管理費でございます。

本事業は、利用者が快適に過ごせるよう年間を通じた適正な維持管理を行い、福祉と健康の増進に寄与することを目的に、各公園を定期的に巡回点検するとともに、問題が発生する要因がないかを確認し、清掃状況、樹木の剪定、草刈り込み等の環境状況に配慮し、衛生的で安全な公園を維持するものでございます。

主な業務内容といたしましては、草刈作業、害虫防除作業、遊具保守点検、樹木植栽管理、及び指定管理料などであります。

平成24年度は、8地域の公園維持管理費といたしまして、合わせて9,990万2千円の予算を計上しております。各地域の内訳でございますが、大曲、公園数は34、5、365万6千円、神岡、6地域、1、105万8千円、西仙北、11公園、262万2千円、中仙、11公園、1、262万1千円、協和、9公園、485万9千円、南外、3公園、426万円、仙北、7公園、206万9千円、太田、20公園、875万7千円でございます、合計の9,990万2千円でございます。この中にはそれぞれの指定管理料も各地域に予算が計上されてございます。

公園維持管理におきましては、今後も利用者が安全で衛生的に利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

本事業には、特定財源として、公園や自販機用の電気などの各種使用料といたしまして71万9千円の充当を見込んでございます。

図面の方を参照いただきたいと思います。14ページと15ページになってございます。

14ページには、各地域の公園の種別ごとの箇所数と公園名を記載してございます。

15ページがそれぞれの公園の各地域ごとの集計を取ったものを記載してございます。

全部で101箇所の公園数でございます。

次に、事業説明書P6-23をお開き願います。

8款7項3目14事業、飯田沼つり公園整備事業費であります。

本つり公園は、旧雄物川の残存湖を活用した公園で、昭和49年、県の補助を得て整備された公園であり、大曲地域で唯一のつり公園として多くの愛好者に利用されております。また、当つり公園は整備計画の検討や工事の実施にあたり、つり愛好者をはじめ市民参加型の計画で推進してございます。

平成24年度は609万円の予算を計上しております。内訳であります。平成23年度と同様に、板柵護岸整備工事費を計上しております。本つり公園の愛好者は年々増加する傾向にある訳でございますが、今後とも安全に利活用ができるよう、更に年次計画で再整備していく必要があるものと考えてございます。

図面の方をお願いしたいと思いますが、16ページ、17ページになります。

16ページにつきましては、つり公園の位置図を赤で表示してございます。飯田町にあります。

次に17ページであります。今までの板柵護岸工事の年次計画に基づいた事業費と延長について、それぞれの年度で記載してございます。来年度、平成24年度の工事につきましては、対岸と申しますか、55.8mと書いた609万円、この部分を来年、整備したいというふうに考えております。構造的には下の方に書いてありますが、板柵護岸構造物という部分に、こういった形で設計したい、施工したいと考えてございます。

以上、政策経費につきまして、「主な事業の説明書」の5項目についてご説明を終わらせていただきます。

次に、また戻っていただいて予算概要書の残りの部分につきまして、ご説明をさせていただきたいと思いますが、一番上でございますが、都市計画総務費事務費89万7千円でございます。これは、都市計画関連の事務費でございます。

次に、No.2の駐車場敷地借上費500万円でございますが、これは大曲駅前パーキング用地の賃借料でございます。市が借り上げた敷地を第三セクター「大曲駅前開発株式会社」が転借し、駐車場の運営を行っているものであります。本事業には、特定財源といたしまして、当該会社からの土地借上費として、同額の500万円の充当を予定しております。

次に、No.3、都市計画総務費負担金13万3千円は、全国、県レベルの都市計画協会への負担金であります。

次に、No.8の公園管理費負担金23万9千円は、全国レベルの公園緑地協会等への負担金であります。

次に、No.9の河川公園管理費の604万2千円につきましては、大曲地域の雄物川河川緑地の管理費486万円と太田地域の斉内川河川公園の管理費118万2千円でございます。主な内容といたしましては、大曲地域の市民ゴルフ場のグリーン改

修委託料と、太田地域の斉内川河川公園の維持管理委託料であります。

本事業には、特定財源といたしまして、市民ゴルフ場整備運営基金繰入金100万円の充当を予定しております。

次に、No.11の大曲市民ゴルフ場の管理委託費の3,150万5千円につきましては、第三セクター大曲スポーツセンターに管理運営を委託するものであります。

本事業には、特定財源といたしまして、委託費と同額の市民ゴルフ場使用料3,150万5千円を充当するものであります。尚、ゴルフ場利用客数は、前年度当初見込みと同様の12,000人を見込んでございます。

以上、議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算のうち、都市管理課所管分につきまして、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、千葉委員。

○委員（千葉 健） 区画整理事業は、まず298億円よりかからないというようなことにして、まず金額は示されておるんだけど、この街路整備事業って、駅前と中通線と2つあることなんだが。合わせて総事業費30億円くらいだか。

○都市管理課長（福田 繁） 先ほど申しましたが、中通線の街路整備事業費は、4億6千万円の全体事業費です。大曲駅前通線の街路整備事業費は1億600万円でございます。ですので合計しますと5億6,600万円ということになります。

○委員（千葉 健） もっとよげだと思ったが、それだけで終わるんだが。はい、わかりました。

○委員長（竹原弘治） そのほかに何かございますか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤隆盛） 釣り公園ってだいたい何人くらい来ているものなんだ。

○都市管理課長（福田 繁） 利用人口でございますか。

不特定多数の方が利用されている釣り公園でありますので、集計は取ってございません。ただし、毎年、大きなイベントの大会がありますので、今のところうちの方で何人入ったが、というのは掴んでおりません。

○委員（佐藤隆盛） 何かで確認したほうが良いのではないのかなと思ってだ。

○都市管理課長(福田 繁) 大変申し訳ございません。今のところ先ほど申したとおり、利用者の人数の確認というのは把握しておりません。

○委員長(竹原弘治) そのほかにございせんか。

はい、高橋委員。

○委員(高橋幸晴) 無散水融雪施設というのは、これはどういう工法なものか。

○都市管理課長(福田 繁) ちょっと図面を見て頂きたいと思いますが、13ページになりますけれども、ここに限らず無散水でやっているところはほかにもあるんですけれども、今の散水は水が表面に出てくるやつですが、これは例えばここに放熱管というのが埋設されまして、この中を地下水が走ってその微熱で雪を溶かすという工法でございます。ですが、あくまでも地下水を放熱管をくぐらせて、それで雪を消すという工法でございます。

○委員長(竹原弘治) はい、高橋委員。

○委員(高橋幸晴) 今年みたいな厳寒、厳冬の時に、これは融けるものだしな。

○都市管理課長(福田 繁) それでですね、来年、調査費を予算計上しますので、当然、地下水の温度とか、量とか、そういうのを調査した段階で、いろんなこのあとの設計に入るわけなのですが、現に丸の内でも無散水でやっている箇所がありますので、たぶん同じようなボーリングの深さ、量でたぶん同じように消雪が可能なかなとは思っております。いずれ24年度の調査の段階でその辺は詳細に詰めて行きたいというふうに考えております。

○委員長(竹原弘治) そのほかにございせんか。

はい、児玉委員。

○委員(児玉裕一) それで福田課長よ、今このやろうとしている駅前通りの街路整備事業、無散水。今年ちょっとこの道路に入っていくところ、やるところはあくまでも歩道だしな。それで道路の除雪でそこに固められたとき、それをこころ辺の人がたが、除雪してくれているらしいんですな。あの肉屋さんとか。それでそういう機械をやられないのか、明日に無散水作るのに、そういうことはあれなべということがから、何とがそこのあたり、もう少しこう道路側にも。

○委員長(竹原弘治) はい、福田都市管理課長。

○都市管理課長(福田 繁) 先ほども申しましたけれども、いずれ市街地再開発事業でも整備されますし、当然、この歩道だけの融雪だけを考えると、ちょっとまずい



ことがあるんです。というのは、車道の当然、除雪の雪というのは押されて歩道に盛り上げられることになりますので、だから車道の除雪とかつ今整備しようとする歩道の無散水のセットで考えないと、どうしても歩道は消えたにかかわらず、車道に雪でまた盛り上げられ、なかなか消えないということも生じますので、除雪体制につきましては、そこをうまく兼ね合いを考えてやらなければいけないのかなと思っております。

○委員（児玉裕一） ちょっとそこを言われたたから。わかりました。

○委員長（竹原弘治） （ほかに）質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

職員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。

---

休憩（午後 3 時 23 分～午後 3 時 24 分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に建築住宅課所管の説明を求めます。大友建築住宅課長。

○建築住宅課長（大友直志） 続きまして、建築住宅課の平成 24 年度予算につきましてご説明いたします。

資料 No. 4 の予算書、23 ページをお開き下さい。

歳入でございますが、最下段、土木使用料、続きまして 24 ページになります。3 節、住宅使用料でございます。1 億 3, 433 万 2 千円でございます。主な内訳といたしましては、市営住宅の使用料 1 億 2, 468 万 7 千円、市営住宅駐車場使用料 473 万 2 千円などでございます。

また 25 ページの方ですが、3 目、土木手数料、2 節、土木管理手数料といたしまして、建築確認申請手数料や建築工事完成検査申請手数料などの関連手数料といたしまして 951 万 5 千円を見込んでございます。これが 25 ページと 26 ページにまたがっておりますけれども。

国庫補助金につきましては、27 ページ、6 目、土木費国庫補助金、3 節、住宅

費補助金 7, 178万9千円のうち、社会資本整備総合交付金 1, 259万円、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金 104万2千円、それから住宅・建築物安全ストック形成事業補助金、これのうちの456万7千円でございます。これらを合わせますと1, 819万9千円になりますが、これが建築住宅課所管事業の財源充当となるものでございます。

このほかに、県補助金としまして木造住宅耐震改修等事業費補助金 30万円を見込んでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。予算書は108ページでございます。それから主な事業の説明書の方でございますが、6-17ページをお願いいたします。合わせまして付属資料の18ページもご覧下さい。

主な事業説明書の方を主にご覧頂きたいと思っております。

8款4項1目11事業、市営住宅維持管理費でございます。

平成24年度予算額 5,279万6千円で前年 3,875万1千円に比べまして、1,404万5千円、36%の増額となっております。

市営住宅の施設・設備を維持修繕し、周辺環境を整備することにより、入居者が安心して快適に暮らせるようにすることを目的としております。

大仙市営住宅は、仙北地域を除く7地域に18団地・133棟、木造の1戸建て住宅から鉄骨鉄筋コンクリート造りの高層住宅まで536戸有りまして、その維持管理修繕の大方をこの11事業で賄っております。

今回の予算で11事業予算が大きく伸びました要因は、工事請負費の伸びによるもので昨年の約5倍となっております。

主な工事は、南外地域梨木田団地の外壁改修工事 1,071万円と太田地区さくら団地の屋根塗装改修工事 425万3千円でございます。

これらの工事は今後の予算獲得状況にもよりますが、着手後2年から4年程度の年次計画で進めて参りたいと考えております。

当該団地の改修工事を出来るだけ早く終えまして、まだ手つかずで改修を待っている、各地域の団地に着手していきたいと考えております。

工事費以外の各節項目の金額には大きな動きはなく、少しずつ縮減の傾向にはありますけれども、ほぼ同じような金額で予算措置されてございます。

続きまして財源内訳でございますが、国庫補助金としまして社会資本整備総合交

付金から807万円、公的賃貸住宅家賃対策調整補助金から104万2千円、合わせて911万2千円でございます。残りの4,368万4千円は特定財源の住宅使用料や駐車場使用料などを充当してございます。

資料の方は団地の大まかな位置でございますので、参考にご覧になっていただきたいと思っております。

続きまして、主な事業の説明書の6-18ページ、12事業、住宅・建築物耐震改修等事業費でございます。予算額1,063万3千円で、前年予算に比べまして5.9倍、883万3千円の増額となっております。

事業目的でございますが、地震によって住宅や建築物が倒壊や損傷し、それによって人身被害や物的被害が出ることを防止し、軽減させることを目的としており、住宅及び建築物の耐震化を進め市民の安全性を確保しようとするものです。

事業の目標、数値目標ですけれども、市耐震改修促進計画に基づきまして一般木造住宅の耐震化率を平成27年度までに60%とすることを目指しております。

また、市営住宅の耐震化率は実施計画により平成26年度までに100%達成を目指しております。

事業概要でございますが、一般木造住宅につきましては平成23年度より平成27年度までの5か年計画で、2年目になります24年度は耐震診断に10戸、3分の2補助で上限額3万円でございますが、30万円の予算でございます。耐震改修につきましては3戸、こちらは23%補助で上限額50万円で150万円の予算でございます。合わせまして180万円の予算としております。

また、市営住宅耐震改修事業は平成24年度より26年度までの3か年計画で予定しており、大曲地域の上大町市営住宅、神岡地域の神岡AD棟市営住宅、西仙北地域の愛宕市営住宅1号棟2号棟を対象としております。

平成24年度は初年度になりますので、これらの住宅の耐震診断及び補強計画作成を行うために883万3千円を計上しております。

平成23年度の一般木造住宅の事業実績は、耐震診断が3件、耐震改修工事は1件となっております。また、耐震改修はリフォーム支援事業の中にもメニューがありまして、こちらの実績は2ヶ年で45件となっております。

財源内訳であります。国県支出金486万7千円、特定財源として住宅使用料から516万6千円、一般財源が60万円となっております。

続きまして、主な事業の説明書は6－19ページをご覧ください。合わせて付属資料の19ページもご覧ください。

20事業、住宅リフォーム支援事業でございます。

平成24年度は6,007万円の予算であります。このうち補助金は6,000万円で、事務経費に7万円を予定してございます。

事業目的でございますが、環境対策工事を含む住宅のリフォーム工事を行う市民に対し、財政的な支援を行うことにより、居住環境の向上を図ると共に、市内住宅産業の活性化と雇用の機会を作ることを目的としております。

事業概要でございますけれども、平成24年度は補助金交付額の上限を平成23年度の30万円から引き下げいたしまして20万円といたしております。

平成23年度までは財源に臨時交付金ございましたが、今回は一般財源のみでありますことや、過去の補助金交付額の平均が20万7千円ほどであることなどを勘案いたしまして20万円とし、交付額を減らしても補助対象工事件数を多くいたします方が、多くの市民の皆様にご利用いただけるものと考えてございます。

補助金交付対象工事は環境対策・省エネルギー・バリアフリー化・耐震化工事の四つの柱を基本とすることや、全体工事費が30万円以上など交付金額以外の変更はございませんので、平成23年度と同様にたくさんの市民の皆様にご利用いただけるものと考えております。

付属資料の19ページでございますが、これは平成23年度の2月29日までの申請状況というか、データでございます。集計表でございます。補助金の交付申請件数が454件で、交付決定通知額が9,412万円余りです。その全体工事費はずっと右端の方になりますけれども、12億5,400万円余りとなっております。地域経済に大きく貢献しているものと考えております。

続きまして6－20ページをお願いいたします。

2目10事業、社会資本整備総合交付金事業費でございます。

平成24年度予算は1,035万7千円で前年に比べまして700万9千円の増額となっております。

事業目的は、大仙市公営住宅等長寿命化計画に基づき、安全で快適な住まいを長期的に確保するため、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定めて、市営住宅の長寿命化による更新コストの削減と事業量の平均化を図ることを目的としており

ます。

長寿命化計画という補助事業の対象住宅は、耐火建築物であることが前提となっておりまして、上大町、福見町、神岡、愛宕、境、船場町、笑の口の7団地の耐火建築住宅で70年間使用出来るように維持管理していくというものです。

平成24年度の事業の概要でございますが、住宅内の排水管改修工事は、船場町市営住宅5棟、86戸を対象としており952万3千円を予定しております。

また、福見町市営住宅は外壁の剥落防止を兼ねて断熱改修工事を、平成28年度までの5か年で計画し、平成24年度は1号棟の実施設計費として83万4千円を計上しております。

平成23年度では神岡のEF棟の屋上防水改修工事と福見町住宅の排水管改修工事を行っております。

今後共、各住宅の実状を勘案しながら計画の見直しを行い、建物の長寿命化に努めて参りたいと考えております。

財源内訳でございますが、国庫補助金452万円、特定財源として住宅使用料を583万7千円充当しております。

最後になりますが、先にお配りいたしました資料で建住-1という資料で、条例の時に使った資料になります。

建築住宅課の全事業一覧になっております、平成24年度当初予算概要でございます。左端欄の通し番号4、5、6、8が今ほどご説明いたしましたものでございます。

残りしました中の、1番につきましていてご説明いたします。

8款1項2目10事業、建築確認事務費でございます。予算額788万8千円でございますが、これは限定特定行政庁として建築確認申請の確認事務や建築完了検査などを行うための経費でございます。

平成22年度の大仙市の建築確認申請数は423件ありました。

平成23年度は、2月末現在で405件であります。大仙市で確認しました建築確認申請数は253件で昨年同期を少し上回っている現状にあります。

財源内訳でございますけれども、県支出金が15万7千円、特定財源として建築確認に伴います各種手数料773万1千円を充当しております。

以上、ご説明申しあげましたがよろしくご審議のうえ、ご承認いただきますよう

お願いいたします。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） このリフォーム支援事業によって12億くらいの大金を、この仕事が無いときに大変良い事業だと思います。おそらくこの工事をやっている人たちは地元の大工さん方が殆ど、小さくやっている個人の大工さんがたも良い仕事が出たなと思っていると思います。このあともいわゆる住宅の長寿命化というか、それについてもできれば、その地元の大工さん方を優先的に比較的、小さい工務店さん方は仕事が無くて困っている大工さん方、工務店、そういったところにも配慮するような、そういう工事をやらせたいなと思うんですが。

○委員長（竹原弘治） はい、大友建築住宅課長。

○建築住宅課長（大友直志） まずリフォームの方からでございますけれども、リフォームの方は補助金の交付するための要件といたしまして、まず地元の大工さんなり大工さんなり、要するに大仙市の業者さんを使ってください、ということが大前提になりますので、そういう点では引き続き、ご利用いただけるものと思っております。ただ長寿命化計画の方の内容でございますが、これの方は、工事費によって要するに市の登録業者さんという区分けが一つ出てまいりますし、それと工事内容によりして、またそういうふうな区分けが出て参りますので、ちょっと何と言いますか、個人の大工さん方が直接手をかけていただくというのには、ちょっとこの事業につきましては、馴染まない形になってございます。ただ、今の長寿命化を離れまして、普段の修理、修繕とか、そういうものにつきましては、できるだけ個人のといいいますか、小さい工務店さん方に手をかけていただけるように各地域でも配慮してございますので、引き続きそちらの方はそのような形でやらせていただきたいと思っております。

○委員長（竹原弘治） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

職員の入れ替えがありますので、暫時休憩いたします。

---

休憩（午後 3 時 4 9 分～午後 3 時 5 1 分）

---

○委員長（竹原弘治） 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に土地区画整理事務所所管の説明を求めます。山本土地区画整理事務所長。

○土地区画整理事務所長（山本伸夫） それでは議案第 6 3 号、平成 2 4 年度大仙市一般会計予算に係る土地区画整理事務所所管の予算につきまして、ご説明いたします。

当初予算書の 1 0 7 ページをお願いいたします。

8 款 3 項 1 目 9 0 事業、土地区画整理事業特別会計繰出金は 9 億 2, 1 8 6 万 7 千円で前年度比 5, 5 5 0 万 2 千円の増となっております。

繰出金の内訳につきましては、職員人件費に 1 億 7 0 6 万 6 千円、土地区画整理事業費補助分に 1, 8 1 0 万円、同じく土地区画整理事業費単独分に 4, 5 9 8 万 5 千円、住宅市街地総合整備事業費に 1 4 5 万円、区画整理事業負担金に 1 万円、公債費に 7 億 4, 9 2 5 万 6 千円となっております。

以上、議案第 6 3 号に係る土地区画整理事業特別会計繰出金についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（竹原弘治） 当局の説明が終了しました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（竹原弘治） なければ質疑を終結いたします。

本日の審査はこれまでといたします。

明日、午前 1 0 時より引き続き審査いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、散会いたします。

---

午後 3 時 5 7 分 散 会

大仙市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会 建設水道常任委員会委員長 竹 原 弘 治